

210.3  
34  
4

210.3-Ts34-4ウ  
\*1200800290189\*

〇  
複  
写



始



78.6.13

210.3  
7534  
4

津田左右吉著

古事記及日本書紀の研究

岩波書店刊行

大正  
13.10.24  
内交

30 7. 昭和17.

~~313-30~~

禁安7-960

522

## 例言

一 此の書は大正八年に公にした「古事記及び日本書紀の新研究」の改訂本である。題號の新一字を除いたのは、其の續篇と見なすべき「神代史の研究」に對應させるためである。

一 全篇を通じて舊版に改訂を施してはあるが、特に總論の第四節、第一章の第一節、第五章の第一節、第六章の第二節、及び結論に於いては、或は少からぬ増補をなし、或は其の一部分もしくは大部分を書き改めた。増補には舊版の第四刷以後補遺として附載したものを取入れたところもある。又た第四章の第二節「上代の家族生活」と第五章の第一節「神の祭祀」の中で上代の宗教思想を概説したところの殆ど全部とを削つた。それから、著者が東京帝國大學文學部の發行にかゝる「滿鮮地理歴史研究報告第八」に掲載した「百濟に關する日

本書紀の記載の中、書紀の本文研究に屬する部分だけを取つて二三の修正を加へ、當局者の許諾を得て此の書に收め、附録の第二とした。

家族生活及び宗教思想に關する概説を除いたのは、それが記紀の本文批評を主とする此の書にはやゝ縁遠い感じがあるのと、それについては更に研究を要することが少なくないとの故である。著者の力がもし其の研究をつゞけてゆくことを許すならば、我が國の上代文化に對する考察の一部分として、他日何等かの形で其の結果を述べ、學者の教を乞ふことがあるかも知れぬ。

一 舊版の卷首に述べて置いたことで、其のまゝ此の書に適用し得られるところだけを、左に轉載する。

此の書の内容は、記紀の一般的性質と、其の神武天皇以後仲哀天皇及び神功皇后以前の部分と、に對する研究である。従つて、古事記及び日本書紀の研究といふ題號は、やゝ不適當のやうであるが、内容を精密に表はすことが困難であるから、しばらく斯う名づけて置いたのである。

此の書の目的とするところは、全體としての記紀の性質の研究、及び其れに記載せられてゐる種々の物語の批判であつて、上代史其のものゝ考説では無い。記紀を上代史の資料として取扱ふには、先づそれが如何なる意味に於いて可能であり、又たそれに幾何の價值があるか、を明かにしてかゝらねばならず、それには記紀の内容の一々についての批判を要する、といふのが著者の見解である。ところが著者の狭い見聞によれば、此の重要な事業が世間には寧ろ閑却せられてゐはしまいか、と疑はれる。例へば、上代のエミシに對する經略を考へるに當つて、日本書紀のヤマトケルの命の物語を初から無條件で歴史的事實の記載と見なし、物語其のものに對する何等の批判をも試みず、それと古事記の物語との間に大なる差異があること、従つて其の差異に如何なる意味、如何なる由來があるか、といふことをすら深くは考慮しないのが一般の状態ではあるまいか、と思はれる。が、著者はそれに反して、此の物語をエミシ經略史の資料として取扱ふ前に、まづ物語其のものに嚴密なる批判を下

し、又た何故に記紀の間に差異があるか、其の差異が何事を語るか、を明かにしてかゝらねばならぬ、と考へる。其の他の種々の物語に於いても同様である。著者の批判の當否は兎も角もとして、此の態度は記紀を上代史の資料として用ゐる場合には、是非とも取らなくてはならぬものであると信ずる。著者が淺學をも顧みず、敢て此の書を公にする微意はこゝにある。

上代の固有名詞は、漢字によつて生ずる思想の混亂を避けるため、すべて片假名で書いて置いた。しかし、特殊の必要ある場合、もしくは、あまり普通に知れてゐるもの、また國郡制置以後の地名などは、漢字を用ゐたので、其の間、多少混雜の感があるかも知れぬ。

大正十三年八月

## 目次

### 總論

一	研究の目的及び其の方法	一
二	我々の民族と支那人及び韓人との交渉	二七
三	文字の使用と古事の傳承	四三
四	記紀の由來性質及び二書の差異	五九
五	記紀の記事の時代的差異	一二二
第一章 新羅征討の物語		
一	物語の批判	一三五
二	加羅の問題	一八二
三	新羅に關する其の他の物語	一九四

第二章 クマツ征討の物語

- 一 ヤマトタケルの命に関する物語……………二一六
- 二 記紀に現はれてゐるクマツ……………二二六
- 三 景行天皇に関する物語……………二四八
- 四 概括……………二八四

附録

- 一 「風土記」の記載について……………二九〇
- 二 土蜘蛛について……………三〇七

第三章 東國及びエミシに関する物語

- 一 古事記の物語……………三一九
- 二 書紀の物語……………三二八

第四章 皇子分封の物語……………三七一

第五章 崇神天皇垂仁天皇二朝の物語

- 一 神の祭祀……………三九二
- 二 傳説的物語……………四一六

第六章 神武天皇東征の物語

- 一 東征の物語……………四三一
- 二 神代と人代……………四六二
- 結論……………四七〇

附録

- 第一 三國史記の新羅本紀について……………五〇五
- 第二 百濟に関する日本書紀の記載
  - 一 神功紀に見える百濟服屬物語……………五二五
  - 二 書紀の材料としての百濟の史籍……………五三一
  - 三 百濟の史籍に施された日本修史家の潤色……………五六〇

四 百濟の史籍とは關係の無い記事……………五八三

五 任那新羅高句麗及び吳に關する書紀の記載……………六〇二

六 神功紀の記載の批判……………六三一

索引



論

研究の目的及び其の方法

古事記と日本書紀とは、種々の方面に向つて種々の研究の材料を我々に供給する。我が國の上代の政治史は勿論、社會制度や、風俗習慣や、宗教及び道德に關する思想や、一口にいふと、内外兩面に於ける我が上代の民族生活と其の發達の有様とを考へるには、是非とも此の二書を綿密にしらばなければならぬ。しかし、さういふ研究に入らない前に、先づ吟味して置くべきことは、記紀の記載書紀に於いては、主として古事記と相照應する時代の部分(は一體どういふ性質のものか、それは歴史であるかどうか、もし歴史だとすれば、それはど

こまで事實として信用すべきものか、もし又た歴史で無いとすれば、それは何であるか、或は又たそれに現はれてゐる風俗や思想は何の時代のこととして見るべきものか、といふ問題である。此の點を明かにしてかゝらなければ、記紀の記載を基礎にしての考察は甚だ空疎なものになつてしまふ。

何故にこんな問題が起るかといふに、記紀特に其の神代の部は、其の記載が普通の意味でいふ歴史としては取扱ひ難いもの實在の人間の行爲または事蹟を記録したものとし、は信用し難いものだからである。我々の日常經驗から觀れば、人間の行爲や事蹟として不合理な物語が多いからである。なほ神代ならぬ上代の部分にも、同じ性質の記事や物語が含まれてゐるのみならず、一見したところでは別に不思議とも感じられないことながら、細かく考へると甚だ不合理な事實らしからぬ、記載が少なくない。これは一々例證などを擧げるまでも無く、周知のことである。ところが、さういふものが何時の間にか歴史的事實と認むべき記事に移つてゆき、或はまた事實らしいこと、絡

みあつてゐる。だから記紀の記載については、どこまでが事實で、どこまでが事實で無いか、其の限界を明かにし、また事實と認むべき部分と然らざる部分とを、ふるひわけて見なければならぬ。一口にいへば、記紀の記載は批判を要する。さういふ批判を嚴密に加へた上でなければ、記紀といふものは歴史的研究の材料とすることが出来ない。ところが我が學界では、まだそれが十分に行はれてゐないやうである。此の書が、もし幾分なりとも其の缺點を補ふ用に立つならば、著者の仕事は全くむだではあるまい。

さて記紀の批判は、第一に記紀の本文其のものゝ研究によつてせられねばならぬ。第二には、別の方面から得た確實な知識によつてせられねばならぬ。第一の方法は、或る記事、或る物語につき、其の本文を分析して一々細かくそれを觀察し、さうして或は其の分析した各部分を交互對照し、又は他の記事と比較して、其の間に矛盾や背反が無いかを調べ、もしあるならば、それが如何にして生じたかを考察し、又た文章に於いて他の書物に由來のあるものはそれを

検索して、それと言ひ現はされたる事柄との關係を明かにし、或はまた記紀の全體にわたつて多くの記事、多くの物語を総合的に觀察し、それによつて、問題とせられてゐる記事や物語の精神のあるところを看取するのであつて、種々の記事、説話の性質と意味と價值とは、此等の方法によつて知られるのである。さうして同じ時代のこと又は同じ物語が、記紀の二書に於いて種々の違つた形を取つて現はれてゐることが、大に此の研究を助ける。此の兩方を比較對照することによつて、或は物語の發展し變化して來た徑路が推測せられ、或は其の間から物語の精神を看取することが出来るのである。又た同じ記紀特に書紀のうちでも、其の本文を見れば、大體に於いて歴史として信すべき部分即ち後世の部分と然らざる部分(即ち上代及び神代の部分)とのあることがわかるが、それはおのづから前者をして後者を判斷する一つの標準たらしめるのである。が、これは實は第二の方法に入つたのであつて、例へば支那や朝鮮半島の文獻によつて得た確實な歴史上の知識、又は明白な考古學上の知識を

もとにして、それと關係のある記紀の記載を批判するやうなのが、即ちそれである。さうして此の二つの方法は互に助け合ふべきものであるから、我々は其れを併せ用ゐなければならぬ。

なほもう少し此のことを敷衍して置かうと思ふが、第一の方法に於いては、先づ何よりも本文を、其のことばのまゝ、文字のまゝに、誠實に讀み取ることが必要である。初から一種の成心を以てそれに臨み、或る特殊の獨斷的臆見を以てそれを取扱ふやうなことは、注意して避けねばならぬ。記者の思想は其のことば其の文字によつて寫されてゐるのであるから、それをありのまゝに讀まなければ、物語の眞意義を知ることが出来ぬ。神が鳥を生まれたとあるならば、其の通りに見る外は無。神がタカマノハラに往つたり來たりせられたとあるならば、其の通りに天に上つたり天から下りたりせられたこと、思はなければならぬ。地下のヨミの國、海底のワタツミの神の宮も、文字のまゝの地下の國、海底の宮であり、草木がものをいふとあらば、それは其のとほり

に草木がものをいふことであり、ヤマタヲロチやヤタガラスは、どこまでも蛇や鳥である。埴土で舟を作つたとあれば、其の舟はどこまでも土で作つたものでなければならぬ。或は又たウガヤフキアヘズの命の御母がワニであり、イナヒの命が海に入つてサヒモチの神(ワニ)になられたとあるならば、それもまた文字通りに、或る神はワニの子で或る命はワニになられたのであり、ヤマトケルの命が荒ぶる神を和平せられたとあるならば、それはどこまでも神に對することであつて、人に對することでは無く、大小の魚が神功皇后の御船を負んで海を渡つたとあるならば、これもまたやはり其の通りのこととてなくてはならぬ。然るに世間には今日もなほ往々、タカマノハラとは我々の民族の故郷たる海外の何處かの地方のことであると考へ、ホノニギの命のヒムカに降臨せられたといふのは、其の故郷から此の國へ我々の民族の祖先が移住して來たことである、と思ふものがあり、さういふ考から天孫民族といふやうな名さへ作られてゐる。さうして其の天孫民族に對して出雲民族といふ

名もできてゐるが、これは皇孫降臨に先だつてオホナムチの命が國ゆづりをせられた、といふ話の解釋から來てゐる。或はまた、コシのヤマタヲロチといふのは、異民族たるエミシを指したものだと言かれてゐる。なほ民族や人種の問題とはしないで、神が島々を生まれたといふのは國土を經營せられたことだといひ、タカマノハラもヨミの國も又たワダツミの神の國も、どこかの土地のことであり、荒ぶる神があるとか草木がものをいふとかいふのは、反抗者賊徒が騷擾することだと説き、イナヒの命が海に入られたといふのは、海外にゆかれたことだと考へられてゐる。けれども、本文には少しもそんな意味は現はれてゐず、何處にもそんなことは書いて無い。それを斯う説くのは、一種の成心、一種の獨斷的臆見を以て、本文を勝手に改作して讀むのである。ところで、なぜこんな附會説が生じたかといふと、それは一つは、記紀の神代の物語や上代の記載は、我が國の始まつた時からの話とせられてゐるために、それを或は我々の民族の起源や由來を説いたものと速斷し、或は國家創業の

際に於ける政治的經營の物語と臆測したのであらう。が、それよりもつと根本的な理由は、此等の物語の内容が不合理な事實らしからぬことであるからである。徳川時代の學者などは、一種の淺薄なる支那式合理主義から事實で無いもの不合理なもの、虚偽であり妄誕であつて、何等の價値の無いものと考へ、さうしてまた一種の尙古主義から、崇嚴なる記紀の記載の如きは、勿論、虚偽や妄誕であるべき筈が無いから、それは事實を記したもので無くてはならぬと推斷し、従つて其の不合理な物語の裏面に潜む合理的な事實があり、虚偽妄誕に似た説話に包まれてゐる眞の事實が無ければならぬと臆測したのである。さうしてそれがために、新井白石の如く、不合理な物語を強いて合理的に解釋しようとし、事實と認め難いものに於いて無理に事實を看取しようとして、甚しき牽強附會の説をなすに至つたのである。之に反して本居宣長の如きは、古事記の記載を一々文字通りに事實と見なしたのであるが、それとても歴史的事實をそこに認めようとする點に於いて、やはり事實で無けれ

ば價値が無いといふ思想を有つてゐたことが窺はれ、また人間のこととして不合理であるが神のこととして、事實であるといふ點に於いて、人間に於いては白石と同じやうな合理主義を抱いてゐたことが知られる。さて今日記紀を読む人には、宣長の態度を繼承するものはあるまいが、其の所説に於いて必しも白石と同じで無いにせよ、なほ彼の先蹤に意識して或はせずして追従するものが少なくないやうである。

然らば斯ういふ態度をとる人に、合理的の事實が如何にして不合理の物語として現はれてゐるか、と聞くと、一つの解釋は、それは譬喩の言を以て故らに作り設けたのだといふのである。白石の考の一部には斯ういふ思想があつたらしく、彼が神は人なりといふ假定説を捻出し來つたのも、其の作り設けた譬喩の言から眞實の意味を見出さうとしたためであらう。それから今一つの解釋は、事實の物語が傳誦の間におのづから斯かる色彩を帯びて來た、一口にいふと事實が説話化せられたのだ、といふのであつて、今日では斯ういふ考

を有つてゐる人が多いやうである。しかし、何故に事實を、ありのままに語らないで、故らに奇異の言を作り設けて不合理な物語としたのであるか。神が人であるならば、何故に神といひ、神の代といふ觀念があるのか。これは白石一流の思想では解釋し難き問題である。また記紀の斯ういふ物語を、事實の説話化せられたものとして、すべてが解釋せられるか、例へば葦牙の如く、崩えあがるものによつて神が生まれたとあり、最初にアメノミナカヌシの神の如きが天に生り出でたといふやうなことは、如何なる事實の説話化せられたものであるか、といふと、それは何とも説かれてゐない。しかし、それだけは事實の基礎が無いといふのならば、何故に他の物語に限つて事實の説話化せられたものであるといふのか。甚だ不徹底な考へ方である。さうもて譬喩であるといふにしても、説話化であるといふにしても、其の譬喩、其の説話が不合理な形になつてゐるとすれば、少くとも人間にさういふ不合理な思想があること、或はさういふ思想の生ずる心理作用が人間に存することを許さねばなら

ぬ。が、それならば、何故に最初から不合理な話を不合理な話として許すことが出来ないのか。かう考へて來ると、此の種の淺薄なる合理主義が自家矛盾によつて自滅しなければならぬことがわからう。

然らば我々は、かういふ不合理な話を如何に考ふべきであるか。それは別にむつかしいことでも無い。第一には、そこに民間説話の如きものがあることを認めるのである。人の思想は文化の發達の程度によつて違ふものであつて、決して一様で無い。上代人の思想と今人の思想との間には大なる逕庭があつて、それは恰も今日の小兒の心理と大人との間に差異があると同じことである。民間説話などは、さういふ未開人の心理、未開時代の思想によつて作られたものであるから、今日の思想から見れば不合理なことが多いが、しかし未開人の心理に於いては、それが合理的と考へられてゐた。鳥や獸や草や木がものをいふとせられたり、人間と同じやうに取扱はれてゐたり、人間が動物の子であるとせられたりするの、今日の人に取つては極めて不合理で

あるが、未開人の心理に於いては合理的であつたのである。けれどもそれは未開人の心理上の事實であつて、實際上の事實では無い。上代でも草や木が物をいひ鳥や獸が人類を生む事實はあり得ない。たゞ未開人がさう思つてゐたといふことが事實である。だから我々は、さういふ話をきいてそこに實際上の事實を求めずして、心理上の事實を看取すべきである。さうして如何なる心理に於いてさういふ觀念が生じたかを研究すべきである。然るにそれを考へずして、草木がものをいふとあるのは民衆の騷擾することだといふやうに解釋するのは、未開人の心理を知らないため、強いて今人の思想でそれを合理的に取扱はうとするのであつて、未開人の思想から生まれた物語を正當に理解する所以ではあるまい。

また人の思想は、其の時代の風習、其の時代の種々の社會の状態によつて作り出される。従つて、さういふ状態さういふ風習の無くなつた後世に於いて、上代の風習また其の風習から作り出された物語を見ると、不思議に思はれ不

合理と考へられる。例へば蛇が毎年處女をとりに来るといふ話がある。蛇を神としてゐた一種の信仰や、處女を犠牲として神に供へるといふ風習の無くなつた時代または民族から見ると、此の話は甚だ了解し難いが、それが行はれてゐた社會の話として見れば、別に不思議は無い。だから我々は、歴史の傳はつてゐない悠遠なる昔の風習や社會状態を研究し、それによつて古い物語の精神を理解すべきである。ところが、それを理解しないで、蛇とは異民族のことだとか賊軍のことだとかいふのは、全然見當ちがひの觀察ではあるまいか。

勿論、記紀に現はれてゐる時代の我々の民族生活が、上記の二條に述べたやうに未開の状態であつたといふのでは無い。たゞ我々の民族とても、極めて幼稚な時代を経過したものであるから、さういふ遠い過去に作られ、其の時代から傳へられてゐる民間説話などが、記紀の物語の書かれたころにも存在し、さうしてそれに採用せられ編入せられたと認められ得るのであつて、同様の

現象は文化の進んだ何れの民族に於いても見ることが出来る。のみならず記紀の時代とても、一方には遙かに進んだ思想がありながら、他方にはなほ甚だ幼稚な信仰などが遺存し、文化の進むに伴つて新に發達した風俗がありながら、ずつと未開の時代の儀式や習慣などが、よし其の意味が變つてゐるにしても、なほ行はれてゐるのである。このことには、なほ後章に至つて言及する場合があるであらう。

次には、人の思想の發達した後に於いて生じた詩的想像の産物が古い物語に少なくないことを、注意しなければならぬ。通常、説話 *Myth* といはれてゐるものには、多かれ少かれ此の分子が含まれてゐる。天上の世界とか地下の國とかの話は、其の根柢に宗教思想なども潜在してゐるであらうが、それが物語となつて現はれるのは、此の種の想像の力によるのである。事實としてはあり得べからざる、日常經驗から見れば不合理な、空想世界が斯うして造り出されることは、後世とても同様であつて、普通にロマンスといふものには凡て此

の性質がある。人間の内生活に於いて本質的に存在してゐるロマंचチックな精神の表出として何時の世にもさういふ物語が作られる。それを一々事實と見て、*タカマノハラ*は實は海外の某地方のことだ、など、考へるのが無意味であることは、いふまでも無からう。

以上は説話の一々についてのことであるが、もし多くのさういふやうな物語が、一つのまとまつたものに組織せられてゐる場合には、そこに何等かの精神があり意圖がはたらいてゐることを看取しなければならぬ。それが無くしては、さういふ組立ては出来ない筈だからである。支那の堯舜から禹湯文武に至る長い物語は、支那人の政治道德の思想によつて構成せられてゐるから、それがために事實とは考へられないことが多く現はれてゐる。それを思はずして、あの古代史を一々事實と見ようとすれば、牽強附會に陥ることはいふまでも無い。記紀の物語は必しもそれと同視すべきものでは無いかも知らぬが、上代の政治家の國家觀、政治觀がそこに反映してゐないとも限らず、從つ

てそれがために、事實らしくない不合理なことが現はれてゐないともいはれなからう。此のことについてはなほ後にいふつもりであるが、こゝには先づ、さういふことがあり得べきものとして豫想せられることを假定し、さういふ場合には、我々は其の語るところに如何なる事實があるかと尋ねるよりは、寧ろそこに如何なる思想が現はれてゐるかを研究すべきである、といふことを注意して置くのである。かういふ性質の物語は、物語其のものこそ事實を記した歴史では無いが、それに現はれてゐる精神なり思想なりは、嚴然たる歴史上の事實であつて、國民の歴史に取つては重大なる意義のあるものである。

だから、我々は今日の我々の日常經驗に背いてゐる、不合理な事實らしからぬ話を讀むに當つて、其の本文を強いて合理的な物語に改作して看るべきでは無く、其の本文を其のまゝに讀んで、さうして、さういふ物語が人間の如何なる心理から生じたか、何故にさういふものが世に存在するか、如何にしてそれが作られたか、又た如何にしてそれが記紀に現はれるやうになつたかを考へ、

本文のまゝで其の意味を研究すべきである。

たゞ記紀の物語のやうなものが記紀ばかりにあると思つてゐた時代、また思想の發達や變化といふことがわからず、人の思想は何時でも同じものと思つてゐた時代、従つてまた未開人上代人の思想を理解することの出来なかつた時代の學者、例へば白石のやうな人が、さういふ特殊の物語を特殊のもので無く解釋し、後人の日常經驗に背馳してゐる説話を、さうで無いやうに理解しようとしたのは無理の無いことではある。神は人なりとか神代は人代なりとかいふのは、一つはこゝから生じた窮策であつた。しかし今日では人の知識が廣くなつた。記紀の物語に含まれてゐるやうな説話は、世界到る處にあることがわかり、人の思想が一般文化と共に發達するものであることが知られ、上代人に比較すべき未開民族の風俗習慣や其の心生活もほとと了解せられ、また多くの國、多くの民族に於いて、上代の歴史として傳へられてゐるものが如何にして結構せられたか、といふことも知れわたつて來た。従つて我々は、

さういふ知識の助を假りて、或は上代人の思想を理解し、或は物語の作者の意のあるところを推測し、それによつて記紀の説話、記紀の全體の結構の意味を知ることが出来るやうになつたのである。もはや白石のやうな窮策を取る必要は無くなつたのである。(徳川時代の學者でも猿や兎がものをいふやうな童話などを知つてゐた筈であるが、それは子ども相手の卑俗なものであつて、尊嚴なる神典の記載とは同一視すべきで無いと思つてゐた。漢學者などは幾らか支那の説話などを知つてゐたであらうが、多くはそれを荒唐不經の談として願はず、神代の物語と對照して考へるやうなことをしなかつたのである。此の點に於いて國學者たる橘守部が童話や民間説話の類が神代の物語に含まれてゐると説いたのは、破天荒の見解であるが、其の根柢に何か幽玄なる事實があるらしく考へ、すべてを神祕的に見てゐるため、それが明快で無い。又た和學者の中でも富士谷御杖、上田秋成の如く、特殊の研究の結果、神代史に後人の手になつた部分があるとするものゝあつたことは、注意すべき現象で

ある。其の他、早く天野信景が鹽尻に於いて、神代史に上古の野俗が現はれてゐると説いてゐるなどは、當時の神道者の説に反對したのではあるが、これ亦た其の着眼を推賞しなければならず、夢の代の著者山片蟠桃が神代史そのものを作り物語と見てゐるに至つては、徳川時代の學者として非常に面白い。之を要するに、記紀の記載には事實らしからぬ物語が多いが、それがためにそれ等の物語が無價値であるのでは、決して無い。事實で無くとも、寧ろ事實で無いがために却つて、それに特殊の價値がある。それは實際上の事實では無いが、思想上の事實、もしくは心理上の事實である。記紀の物語を斯う觀察して、初めて眞の研究の門に入ることが出来るのである。

それから第二の方法についても一言して置きたい。外國の書物によつて日本の書物を批判するといふことを、不快に思ふやうな昔の國學者一流の、偏狹な思想は、もはや世間にもあるまいと思ふが、それでもなほ一種の無意味な因襲から、記紀に書いてあるからといふので、何となくそれが事實らしいやう

に感ずるものが無いともいへぬ。けれども史料の批判は民族の自他内外によつて標準の變るもので無いから、こんな謬想は固よりきれいに取去つてしまはねばならぬ。のみならず、自國の記録には、無意識の間にもしくは何等かの特殊の目的を以て種々の修飾の加へられる例の少なくないことをも考へねばならぬ。

こゝで一言して置きたいことは、記紀の物語を解釋するに當つて、文獻の外知識、例へば考古學の知識などを假りることである。文獻の記載が曖昧な又は疑はしい場合に、考古學の知識によつてそれを批判することには固より異論は無い。が、それは考古學を考古學として獨立に研究した上の知識で無くてはならぬ。考古學が文獻上の知識を材料とすることは、勿論、あらうが、其の文獻は史料として確實なもので無くてはなるまい。ところが、記紀の神代や上代の部のやうな歴史であるか何であるかすら不明な、嚴密な批判を加へてみなければ其の記載を歴史として取扱ふことの出来ない文獻は、其のまゝ

ては考古學の材料にはならぬ。従つて記紀の記載が嚴正なる批判によつて歴史的事實たることの承認せられた上で無くては、記紀の外に參考すべき文獻が無いやうな事物を取扱ふ考古學の研究は、もつぱら遺跡や遺物其のものによらなければなるまい。さういふ風に記紀から離れて研究した考古學の結論にして、始めて記紀の批判を助けることが出来る。然るに、もしそれに反して、未だ批判を経ない記紀の記載に、よい加減の意味をつけ加へ、其の助によつて作り上げられた似而非なる考古學があるとすれば、それは考古學としての本領を傷けるものであると同時に、また決して記紀の批判の助となる資格の無いものである。記紀の研究の方からいふと、其の批判の準據としようと思ふ考古學が逆に記紀を用ゐてゐたのでは、何にもならぬのである。

人種とか民族とかいふ方面の知識に於いても、また同様である。人種や民族の移動が文獻によつて知られることもあるが、さういふ文獻の無い場合には、それを研究するにはおのづから特殊の方法がある。いふまでも無いこと

であるが、それは即ち主として比較解剖學、比較言語學の力により、それに加ふるに其の民族の存立の基礎をなす生活上の根本條件、民族の殊別に關係の深い種々の心理的現象の研究を以てすべきである。さういふ方法によつて研究せられた人種や民族に關する學術的知識が、もし我が國の上代に種々の異人種異民族がゐるに於いて、記紀の記載をそれ等の異人種異民族の行動の記録實に證明した上に於いて、記紀の記載をそれ等の異人種異民族の行動の記録として見、それがすべての點に於いて互に符合し、無理の無い比定ができて、これを認め得た場合、それによつて記紀の物語の全部が遺漏なく説明し得られる場合、さうして又た、其の人種上の差別が記紀に現はれ得る如き近い世に於いて存在したことの明かに知られた場合には、記紀の記載は或はさういふ風に解釋してもよいかも知らぬ、事實上それが不可能であることは、言語の一つだけでも到底かゝる解釋を容れる餘地が無いことによつて、明かにはあるが、さうして又た、さういふ解釋をする場合には、民族や人種の行動が何故に其の

まゝに傳へられずして、記紀の物語のやうな形をとつたか、といふことについて、十分の説明をしなければならぬ（これもまた不可能のことであらう）。又たよし萬一それができるにしても、さういふ人種や民族に關する知識は、全然記紀の記載から離れた獨立の研究によつて得た結論で無くてはならぬ。これは恰も前項に考古學について述べたと同様である。もし然らずして、一種の獨斷的臆見を以て記紀の或る部分に勝手な意味をつけ加へ、それによつて例へば天孫人種とか出雲民族とかいふものを成り立たせようとするならば、それは何等學術的價値の無いことである。のみならず、假に前に述べたやうな條件の下に於いて、記紀の記載を人種や民族の行動として解釋することの許される場合があるにしても、それは記紀の唯一の解釋法では無い。記紀の本文を文字通りに讀めば、毫もそんな意味は無いのであるから、記紀には又た別の、或はそれよりも正當な解釋法があることを拒むことは出來ない。それを拒まうとするならば、先づ、何故に記紀の記載を文字通りに解釋してはいけな

いか、といふことを的確に證明してかゝらねばなるまい。

更に一言すべきは説話などの比較研究についてである。多くの民族の間に類似した、或は共通な種々の説話が存在することは争ふべからざる事實であつて、そこから比較研究の途も開かれたのであり、上に述べた如く、記紀の物語にも、さういふ學問の力を借り、それによつて、はじめて意義の解せらるべきものが少なくないことは明かである。が、それについても先づ第一に記紀の説話そのものを文字のまゝに読み取り、さうして後、それと對照すべきものも、もし他の民族にもあることがわかるならば、それを參考すべきである。初から他の民族の事例、またはそれから作られた或る學者の假説を頭に有つて、記紀の説話を無造作に其の型にあてはめることは避けねばならぬ。かういふことについての比較研究は今日に於いては決して完成してゐるのでは無く、特に西人の研究には我が國や支那などの材料が正當に取入れられてゐないからである。又た一般的な説話學の材料として記紀の説話を取扱ふの

ては無く、記紀の説話そのものゝ意義を明かにするための研究に於いては、よし他の民族に例のあるものでも、考察の主眼は多くの民族に共通な性質をそこに認めようとするのでは無く、どこまでも記紀の説話の特性を發見することにあり、のであるから、猶さら此の用意が大切である。説話のみで無く、宗教や咒術や其の他の民間の風習についても同様である。本來かういふ事柄が多くの民族に於いて類似した現象を呈してゐるのは、民族間の交通によつて一から他へ傳へられたと見るべき場合もあらうが、それよりも寧ろ人類の生活が其の未開時代に於いては、民族の異なるにかゝはらず、ほとんども同じやうな階段を経て進んで來たものであつて、其の同じやうな文化の階段に於ける同じやうな生活から同じやうな思想や風習が形成せられたと考へらるべきことが多い。けれども又た民族の異なるに従つてそこに特性が生じてゐるのであるから、民族生活の一つの現はれとしてそれを見るに當つては、其の特性を知るのが肝要なのである。だから記紀の研究では、所謂比較研究の助をかり

る場合にも、主として此の點に着眼し、さうして世界に類例の多い事が我が國に於いて如何なる特色を帯びて現はれ、又たそれが記紀に於いて如何に取扱はれ、如何なる意味を有たせられてゐるかに注意しなければならぬのである。

しかし、記紀は我が國で書かれたものでは最古の文獻であるが、それに先だつて我々の民族のことを記した文獻は他の國にあるかも知れぬ。是に於いてか、支那の文獻を考へる必要が生ずる。さうしてそれはまた、記紀を批判するに當つて必要な文獻上の知識が、何處にあるかを知る方便にもなる。文獻で無くとも、我々の民族の遺跡に存在する支那の製品によつて、過去の歴史の何事か推測せられる場合が多く、それが間接に記紀の批判の助になるものであることはいふまでも無い。が、それを考へるには、上代に於ける我々の民族と支那人との交渉を知らねばならぬ。

## 二 我々の民族と支那人及び韓人

### との交渉

支那の典籍に倭といふ民族の名が出てゐて、それが我々の民族を指す稱呼として用ゐられてゐることは、いふまでも無い。さて其の名の現はれてゐる古いところを調べて見ると、山海經に見える倭屬燕はよく人の引用するものであるが、此の書は撰述の時代も不明であるし、書中の記載で事實らしく見えることも、それだけでは信用しかねるものであるから、且らく論外に置かねばならぬ。その他、後漢時代に作られた王充の論衡(卷一九 恢國篇)にも、周初のこととして倭人貢獻の記事があるが、かういふ風に所謂四夷の來朝もしくは貢獻を上代帝王の治世に假託することは、支那人の癖であるから、これも歴史的事實として見ることはむづかしい。さすれば漢書地理志の燕の條に、樂浪海中、有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻見云とあり、後漢書(卷一)光武帝紀の中元二年

(57 A. D.)の條に「東夷倭奴國王遣使奉獻」とあるのが、今日に傳はつてゐる典籍に於いては、確實なものとして取扱ひ得る倭の記事の初見であらう。漢書地理志の百餘國といふやうな數は、もとより文字通りに解すべきものでは無く、また其の多くの國のものが盡く、以歲時來獻したとも考へられないが、支那人が倭に多くの國のあることを傳聞したこと、又た其の中の或るものが樂浪郡と交通したことは、事實と見て差支が無からう。其の次に倭に關する記事の頗る詳密に現はれてゐるのが魏志の倭人傳で、それによつて三世紀の中頃に於ける倭の状態、並に其の風俗習慣等を知ることが出来る。奴國といふのもそれに見える。後漢書の東夷傳の中にも倭傳があるが、これは大抵魏志のを取つたものである上に、それを讀み誤つた點もあつて、獨立の價値は乏しい。それから晉書にも倭の記事がある。

さて魏志以前の支那の史籍ならびに晉書の倭人傳に支那と交通したやうに書いてある「倭」が、我がツクシ地方の住民であるといふことは、魏志倭人傳に

詳述せられてゐる地理的記載によつて知られるので、これには疑を容れる餘地が無い(もつとも世間に異論はあるが、著者の見解によれば倭人傳の此の解釋は動かすべからざるものである)。徳川時代に筑前の志賀の海濱から發見した、漢委奴國王印とある金印も、また其の一證である。此の文は漢の委(倭)の奴の國王の印とよむべきもので、奴は書紀などに見える(倭)即ち今の那珂郡地方を指したものであるといふことは、三宅米吉氏によつて提出せられてから學界の定説となつてゐる。後漢書の記事が奴の國王の最初の朝貢を示すものであるかどうかは、やゝ不明であるが、よしそれが最初のものであるとしても、もつと前からツクシ地方の土豪等が、當時朝鮮半島の西北部(倭)今の平安南北道、黄海京畿兩道及び忠清北道の忠州方面)を管治してゐた漢の樂浪郡と交通をしてゐたことは、推測しなればならぬ。漢の都まで使節を遣はすには、それよりも前に可なりの親みを樂浪郡に有つてゐた、と考へるのが自然だからである。前に引いた漢書地理志の記事は即ちそれを證するものである。

もつとも此の記事は前漢末のことをいつたのかも知れず、従つて同じ漢代でもそれより前の有様は不明であるが、よほど控へめに解釋するにしても、前漢時代(202 B.C.-7 A.D.)の末近きころからツクシ人がぼつ／＼樂浪に交通し初めた、と考へるに差支は無からう。が、もう一步進んで臆測するならば、此の交通は樂浪郡設置(109 B.C.)の後まもない時代から既にあつたものとも考へ得なくは無い。後漢書東夷傳に、自武帝滅朝鮮、使譯通於漢者三十許國とある使譯以下は、魏志倭人傳に、漢時朝見者、今使譯所通三十國とあるのを誤解し漢代のことと思つて綴つたものらしいが、武帝が朝鮮を滅ぼしてから倭人が漢に通じた、といふのは、編者の推測から出たことゝは思はれるが、然るべき事情である。(朝鮮の滅亡、樂浪郡の設置は本來政治上の變動であつて、必しも文化史上の時期を劃すべきものでは無く、さうして當時に於ける倭人の交通は全く政治的意味の無いものであるから、それは或は朝鮮時代からの引きつゞきであるかも知れないが、さう推測すべき積極的の根據は無い。)さうして魏志

に見える如く魏の時代(220-264 A.D.)に邪馬臺(今の筑後の山門郡)の女王卑彌呼の使者が帶方郡を經由して洛陽に赴き、又た魏の使が詔書印綬を齎して邪馬臺に来る程であり、今使譯通ずるもの三十國といはれたところを見ると、後漢時代(25-220 A.D.)を通じて樂浪(後には帶方)に交通するツクシの土豪は可なり多く、それが魏の時まで引き續いてゐたものに違ない(三世紀の初に樂浪郡の南部、即ちほぼ今の京畿、黄海二道及び忠州方面の地域は、帶方郡となつて獨立し、倭人の交通は此の帶方郡の所管に移つた)。さて魏の使の初めて來たのは正始元年(240 A.D.)であつて、其の時には特殊な政治的意味は無かつたやうであるし、一體に貢獻とか朝貢とか支那で稱せられることも、通常の場合には何等かの財貨を得るのが目的であつたらうが、正始八年にはやゝ政治的意味のある交渉が生じてゐる。それは、邪馬臺國が狗奴國と衝突した、ために、其の事情を帶方郡に訴へ、郡の太守が官吏を邪馬臺に派遣して告諭させた、といふことである。小國分立して互に勢を争ふ時には思想上に何等かの權威を

有する後援者を得ることが、其の間に利を得る好方便であるから、邪馬臺も此の意味で帶方郡の威を假りようとしたのかも知れぬ。さすれば、是に似たことが前にも無かつたとはいはれぬ。文化國として諸國が一般に崇敬してゐる支那に親しいといふことは、政治的勢力の上に於いても、少くとも是だけの利益はあつたらう。さて晋書倭人傳によれば、此の邪馬臺は晋の武帝の泰始(265-274 A. D.)の初まで朝貢をしてゐたらしい。しかし晋書の此の記事は洛陽の都に使節の往つたことであるから、帶方郡に對する倭の交通はそれで終つたのではなく、樂浪帶方が滅亡した時、即ち四世紀の初までは依然として繼續せられたと見るのが妥當であらう。(本文に邪馬臺國をツクシにあるとし、それを筑後の山門郡に擬したことについては、東亞之光、明治四三年六、七月號所載白鳥教授の「倭女王卑彌呼考」及び史學雜誌第二一編第一二號所載橋本増吉氏の「邪馬臺國及び卑彌呼に就て」を参照せられたい。)

ところが、支那の文獻に見える此等の記載は、古事記や書紀によつて傳へら

れてゐる我が上代の物語とは、何等の接觸點を有せず、全く交渉の無いものである(晋書安帝紀義熙九年 413 A. D. の條、及び宋書以下の史籍に見える倭は、同じく倭と記されてゐても、それは記紀の所傳と對照し得るものであるから、其の性質が違ふ)。實際、魏志によると、三世紀の中ごろに於いてはツクシ地方は政治上、それよりも東方の勢力に服屬してゐないことが明かであり、さうして此の状態は、溯つては少くとも前漢末、即ち前一世紀の終から、下つては邪馬臺が晋に貢獻を繼續してゐた時、即ち多分四世紀の初まで、同様であつたと推測せられ、其の推測を妨げる何物も無いのであるから、此の地方は三世紀以前に於いてはヤマトの朝廷によつて統一せられた國家の組織に入つてゐなかつたと見なければならず、さうしてそれは、かういふ支那の文獻の記載と記紀の物語とが互に沒交渉である、といふ事實と相應するものである。さて、支那の文獻が記紀の所傳とは全く獨立してゐて、而もそれが大體確實なものだとすれば、其の記載は記紀の批判に於いて有力なる一資料となるものであること

記紀の上代が知られる。のみならず、記紀の性質を之によつて知ることでもできる。詳しく物語は、くいつと、記紀の上代の物語は我々の民族の上代史では無い、といふことがわがらざる。加ふる。我々の民族の重要な一部分を形づくるツクシ人の上代の歴史が毫も記紀に現はれてゐないからである。

さて、上に述べたやうなツクシ地方の我が民族のことを書いた支那の文献は、何時作られたものかといふに、魏志は魏の亡びて間も無い晋初に編纂せられたものであり、特に倭人傳の主要なる記事は魏人がツクシに來た時の見聞録によつたものに違なく、又た後漢書の編纂は魏志よりもずつと後の宋代(五世紀)であるが、其の本紀は、勿論、事件のあつた當時の記録に基づいた史書によつて書かれたものである。ところが記紀は今日に傳はつてゐる我が國の文献では最古のものであるものゝ、其の撰述年代は、一つは和銅五年(719 A.D.)、一つは養老四年(720 A.D.)であつて、共に八世紀に入つてからのことである。しかし其のうちには、それよりもずつと古い時代の材料が採られてゐることは

いふまでも無い。其の最古の材料が何時ごろのものであるかは、研究を要する問題であるが、如何に古くとも文字の術が我がママト朝廷に於いて用ゐられるやうになつてからであることは、疑が無い。さてママト朝廷が始めて接觸した文字を用ゐる國民は百濟であるから、其の時期は百濟から文字の傳へられた後であるが、それが何時であるかは、攻究を要する。さうしてそれには、百濟が我が國と交通し初めた時代を考へねばならぬ。

ところが、こゝでも魏志の韓傳が役に立つ。それによると、魏の時代、即ち朝鮮半島の西北部に樂浪帶方の二部があつた時代には、其の南部は馬韓、今の忠清全羅地方、辰韓、今の慶尙北道地方、弁韓、今の慶尙南道地方の三集團に分かれてゐて、馬韓には五十四國、辰弁二韓には各十二國あつたといふ。百濟(伯濟)は此の馬韓の一國たるに過ぎなかつた。一國といつても、馬韓に五十四國もあるといふ話と、大國萬餘家小國數千家といふ記事とから推測すれば、如何に大國と見ても萬餘家の一部落に過ぎなかつたらう。又た辰韓の一

國には斯盧があつて、それが即ち新羅(土地は今の慶州、文字は梁書に斯羅といふ字が見え、書紀の繼體天皇紀七年の條にも同じ字がある。三國史記にある徐那伐の徐那も同じ語であらう)であるが、これも亦た十二國の一つに過ぎず、其の大きさは辰韓諸國が大國四五千家、小國六七百家だとのあるので、ほゞ想像せられる。倭人傳に末盧、即ち松浦は四千餘戸、伊都、即ち怡土は千餘戸、奴、即ち儼は二萬餘戸、邪馬臺、即ち山門は七萬餘戸、とあるのを参照するがよい。(倭人傳の此の記事は魏人の實見上からの推測ではあらうが、勿論、正確とはいはれず、且つ其の間の差異があまり大き過ぎるところから見ると、邪馬臺などについては、里程の遠くなつてゐること、共に、幾分の造作が加へてあるかも知れず、また韓傳に見える韓人の戸數も半ばは臆測に過ぎないかも知れぬから、これらの記事を文字通り嚴密に受け入れることは出来なからうが、しかし韓の地域と國數との關係また地勢や文化の上から考へると、一國といつても狭小な土地で人口も少なかつたことは、大體首肯せられる。)又た弁韓の一國に狗邪國

があつて、それがツクシ帯方間の中繼地點、ツクシ舟の停泊所であつたが、それは即ち後に加羅(三國史記には伽落、駕洛、加良、加耶、伽耶などともあり、隋書には迦羅とも見え、續日本紀天平寶字二年の條には賀羅と書いてあり、垂仁紀の意富加羅も同じである)として我が國に知られた今の金海府である。さて晋書を見ると、武帝(265-289)の時に馬韓辰韓貢獻の記事があるから、此の状態は三世紀の終までと同様であつたと想像せられる。

さて此の時代の百濟の位置がどこであつたかは明かにわからぬが、四世紀の中頃になると、それが漢城、即ち今の漢江の南の廣州を首府とする大國となつて、馬韓の全地域を領有してゐる上にも、その帯方郡の一部分、即ちほゞ今の京畿道の大部分をも占領してゐたことは、半島の歴史の研究の結果、明かになつてゐる。さうして其の頃には、樂浪郡及び帯方郡の北部は高句麗の領土になつてゐたので、百濟は此の高句麗と衝突するといふ形勢であつた。四世紀の初に、晋が其の領土の東北部を異民族たる鮮卑に奪はれ、樂浪帶方との聯絡

を断たれたので、二郡の維持が困難になつたに乘じ、高句麗が鴨綠江の谿谷から出て来て其の地の大部分を占領し、南邊の一部は百濟の有に歸したのである。さうして、百濟の王室が高句麗人と同じ民族であるといふ傳説が信ぜられるならば、それが百濟に君臨するやうになつたのは、樂浪帶方の覆滅、高句麗の南下といふ大動搖に伴つた一事件であらうから、此の事實と前に述べた大勢とを綜合して考へれば、百濟が斯ういふ風に勢力を得た時期は、四世紀に入つて多少の時日を経てからのことであらう。三國史記の上代の部分は歴史として信ぜられないものであるが、百濟紀に於いては、近肖古王(375年歿)の時から記載はほぼ眞實らしく、さうして百濟が高句麗と衝突したといふ記事が初めて此の王の紀に見え、また百濟が北漢山(今の京城)に都を遷したのも此の王の時だといふ話がある(この遷都の説は誤であるが、北漢山の地は近肖古王の時には百濟の領土であつた)。百濟の地位と領土との固まつたのが四世紀の中頃だ、といつたのは之がためである。ところが、後にいふやうに百濟の

我が國に交通したのもまた此の王の時であつて、古事記の應神天皇の卷に照古王といふ文字で出てゐるのが、即ちそれである。三國史記によれば此の王の在位は三十年であつて、これは其のまゝに信用すべきものかどうか明かでないが、歿年の375年であることは、372年に晋に朝貢したといふ晋書の記事から見ても、ほぼ疑が無くあらうから、此の交通の始まつたのは、四世紀の後半に入つてからのことであらう。

しかし、百濟の我が國に交通したのは、我がヤマトの朝廷の威力が韓半島に及んだこと、關係が無くてはならず、それはまた、我がツクシ地方の少くとも北部、即ち半島に對する交通路に當る地方がヤマト朝廷に統一せられたことと、伴はなければならぬ。ツクシの北部が歸服しない間は、地理上の事由からヤマト朝廷は決して半島に手を出すことが出来なかつたに違ないからである。さて既に述べた如く、少くとも三世紀の終に近いころまでは、ツクシ地方はヤマト朝廷と政治的關係が無かつたとすれば、それが少くとも其の北部が

ヤマト朝廷に歸服したのは、如何に早くとも三世紀の終でなければならず、さうして晋書に見える倭人貢獻の最終の記事は、必しもツクシの土豪が帶方に交通したことの最終であつたとはいひ難く、従つて又た彼等が獨立してゐた状態の終であるとは考へられないから、此の變動は四世紀に入つてからのことかと思はれる。さうして、それには多少の年月が費されたであらうから、それは恰も半島の大動搖とほゞ同時であつたと見なければならぬ。これは一方では、百濟が近肖古王の時に我がヤマト朝廷と交通したことの可能であることを示すものであると共に、他方では此の百濟との交通の行はれたことがヤマト朝廷がツクシ(の)少くとも北部を統一せられた時期を考定する有力な標準となることを示すものである。言ひかへれば、ツクシ地方がヤマトの朝廷を戴く我が國家組織に入つたのは、百濟の馬韓統一、帶方占領と同じく、ほゞ四世紀の前半のうちにに行はれたものであることが、其の百濟の近肖古王がヤマトの朝廷と交通したといふ事實によつて、推測せられるのである。

ところが、これと同じ時代に於いて新羅の辰韓統一も亦た行はれたらしい。三世紀に於いて新羅が辰韓十二國中の一國たるに過ぎなかつたことは、前に述べた通りであり、我々の民族に對しても、弁韓の狗邪國が中間にあり、なほ或は他の辰韓の國が狗邪と新羅との中間にあつたかも知れぬから、直接には何等の交渉の起るべき形勢では無かつた。新羅の名はツクシ人が聞き知つてゐたかも知れぬが、特別の關係が生ずべき状態では無かつた。ツクシ舟はイキ、ツシマを経て狗邪へゆき、そこから半島の海岸をぬつて遠く帶方の海濱、即ち今の仁川灣方面へ往復したのであるから、其の道に當る弁韓馬韓地方の國には、多少の交渉が生じたであらうが、何の目ざすあても無い東北方の海へは、艦さきを向けなかつたであらうから、新羅などは全く縁の無いところであつたらう。三世紀の新羅はこんな一小部落であつたが、四世紀の後半になると、辰韓地方は新羅に統一せられてゐたらしい様子、半島の歴史に於いて知られる。さすれば、其の統一は百濟の馬韓統一とほゞ同じ時代、従つてまた我

がヤマト朝廷のツクシ領有とも餘り隔つてゐない頃のことであつたらう。要するに、四世紀の初から始まつた支那の北部に於ける鮮卑の活動が半島の大混亂を誘致して、其の結果、半島に於いては高句麗、百濟、新羅の三國鼎立の形勢を現出し、之と同時に我がヤマト朝廷もツクシの北部を領有し、更に半島と直接の交渉を生ずるやうになつたのである。さうして、ツクシの土豪は三百餘年間樂浪帶方に交通して、後には魏志倭人傳の示すが如く、政治上にも幾分の交渉を有つてゐたのであるから、二郡の覆滅は何等かの影響を彼等の上に及ぼしたに違なく、ヤマトの朝廷のツクシ領有も、それと何程かの關係があつたかも知れぬ。明らさまにいへば、二郡の覆滅はツクシの土豪をして、從來多少の頼みとしてゐたところ、一種の思想上の權威として仰ぎ見てゐたところを、失はせたのであるから、それがヤマトの朝廷の活動を便ならしめたのかも知れぬ。話はやゝ横みちに外れたが、序であるから半島の形勢の變化を説いて置く。後になつて此の一節を回想する必要が起るであらう。

### 三 文字の使用と古事の傳承

前節に述べた如く、百濟のヤマト朝廷と交通し初めた時代が、四世紀の後半の或る時期であるとすれば、百濟人によつて文字の傳へられたのも、また同じ頃から後で無くてはならぬ。従つて我がヤマト朝廷で作られた最古の文獻は、如何に早くとも、四世紀の後半から後に出來たものであらう。魏志の倭人傳に主なる材料を供給した魏人のツクシに來た時より約百年の後、奴の國の使が洛陽にいつた記事のある時から三百五十年も後である。支那の典籍の光によつて明け初めた我々の民族の歴史の始が、我が國の文獻によつて開かれるそれより古いといふことは、これで知られよう。もつとも、文字を用ゐることは此の時から始まつたけれども、それを用ゐて記された事柄には人の記憶に存し口碑によつて傳へられた前代の事蹟が幾らかはあらう、といふ想像を拒むことはできないから、古い時代ほど臆けても、あり、訛傳も多くなつてゐ

ながら、或る時間を経た昔のことの幾らかが、かういふ風にして文獻に現はれてゐないとはいはれぬ。けれども其の口碑は歴史といふには餘りに不精確である。曆の知識の無い時代であるから、年數なども勿論、確かには傳へられなからう。又た口碑といふものゝ性質として、事件の前後の順序が混亂したり、其の事件の物語が精密で無かつたり、傳承の間に變化したりすることを忘れてはならぬ。のみならず、さういふ口碑の存在する期間にも限りがある。ので、甚しく古い昔へ溯らせることはむづかしい。文字の無い時代、特に文化の程度の低い時代に於いて、口碑によつて遠い昔の事實が、よし混亂したり、臆けてあつたりするにせよ、年代記的にまとまつて言ひ傳へられてゐたといふことは、多くの民族に於いて其の實例を求めることが困難ではあるまいか。近い世の状態を見ても、民間に斷片的の口碑は往々存在するが、まとまつた傳記や歴史は傳へられてゐないのが普通である。さうして其の斷片的の口碑も、やゝ古いことは直接間接に文獻の力を假りてゐる。文字の無い時代には

比較的口碑が長く保たれるといふ事情もあるか知らぬが、それとても知識の程度が低く考へ方が粗笨である場合には、早くそれが忘れられたり混亂したりするといふことを考へねばならず、第一、さういふ幼稚な社會では、過去の事實を事實として後に傳へようといふやうな意圖があるらしくは無い。自分等の事業を後世に傳へようとか、祖先の事蹟を忘れずに記憶しようとかいふ意圖は、社會の組織が鞏固になり文化の程度も進んだ時代に於いて始めて生ずるものである。民間説話といふやうなものは、長く口から口へと傳へられるが、それは上代人の心理から作られた物語であるがために、すべての人が自分等の思想の反映として、深い興味をそれに對して有するからである。固より事實のいひ傳へといふべきものでは無く、口碑とは全く性質が違ふ(口碑が説話化せられ、又は両者が混合することはあるにしても)。だから我が國の上代に於いても、大體同様に考へねばならぬ。さすれば、我々の民族の歴史が支那の文獻の光によつて明け初めるといふことは、疑の無いことであらう。

さうして單に此の點から見ても、記紀の上代の物語は我々の民族の上代史で無いといふことはわかる。

但し以上の考は、百濟人によつて書記の術が始めて傳へられたといふ假定の上に立つてのことであるから、それに反對の見解があれば問題は別に生ずる。例へば、ツクシ地方には長い間の支那との交通の結果、文字が既に輸入せられ用ゐられてゐて、それがヤマトにも傳はつて居たのでは無いか、といふやうな疑も起らぬには限らぬ。少くとも三百餘年間續いたツクシの土豪と樂浪帶方との交通が、支那の工藝品を可なり多くツクシに輸入させたことは疑が無い。今日我が國に發見せられる漢鏡などは、斯うしてツクシ舟の將來したものであらう。後には傳はらぬが、絹などは最も多く輸入せられたに違ない。さうしてこれほどの長い間の交通であるから、ツクシ人は單に工藝品をもつて來たのみならず、多少は其の製作法、工藝上の技術をも學んだであらう。魏志によると、三世紀には既に蠶桑紡織の術が行はれてゐた。もつともこれ

は、此の間に學ばれたものかどうか明かて無いが、「宮室樓觀、城柵嚴設」といふやうな建築法、此の語は誇大せられたものではあらうが、「大作冢、徑百餘步」といふやうな墳墓の築造などは、支那の風習を模倣したものと推測せられる。しかし、文字が行はれてゐたと思はれるやうな證據は見えない。文字があれば支那人は必ずそれに注目したに違ないから、倭人傳にもそのことが記されさうなものであるのに、毫もそんな記事は無い。のみならず、魏略に「其俗、不知正歲四時、但記春耕秋收、爲年紀」といつてあるのを見ると、曆の知識の無かつたことが知られると共に、文字の用ゐられなかつたことが想像せられる。支那の文字が用ゐられるれば、おのづからそれに伴ふ知識が傳へられねばならず、さすれば簡單な年月を記載するぐらゐの知識が無いことは無い筈である。國王の印や詔書を支那の政府から與へられはしたが、それが直に文字を學び又た用ゐようとする欲望を刺戟するもので無いことは、例へば滿洲方面の古來の民族の状態を見ても推測せられる。魏の使が來て、「以檄告諭」とあるが、これは文

字の知識の無いものにも詔書を與へると同様、必しもそれを解し得ることを豫想したのでは無からう。よし多少の文字を解し得た一二の好事家があつたにせよ、實用的に文字が用ゐられたとは推測せられぬ。鏡を摸造しても文字は削られてゐる。支那の風をまねて築いたらしい墳墓に於いても、文字のある磚を用ゐたものは一つも遺つてゐないでは無いか。だから、ツクシ人が支那から受け入れた工藝品や、或る種の技術は瀬戸内海の航路によつて轉々して東の方にも傳はつたであらうが、文字の術がツクシに行はれ又たそこかちヤマト方面にも弘まつてゐたとは考へられぬ。少くとも、ヤマトの朝廷に於いて、百濟との交通以前に文字が行はれてゐなかつたことは、百濟及び其のころから後に歸化した漢人が記録掛として用ゐられたのでも知られる。文字が古くから用ゐられてゐないといふことは、是でわかつたとして、今一つ起るべき問題は文字の用ゐられなかつた前に、單なる口碑や傳説があるのみでは無く、何等かの特殊の風習なり制度なりがあつて、それによつて古事が

語部

傳へられたのでは無いかといふ疑である。さて我が民族の上代に、君主もしくは英雄の物語として傳誦すべき叙事詩のやうなものがあつたらしい形跡は、毫も見えない。文學に現はれたる我が國民思想の研究、貴族文學の時代、序論第二章參照。が、世間では往々、上代に「語部」といふものがあつて、それが古事を語り傳へてゐたやうに、考へられてゐるらしいから、それについて一應の觀察をして置かねばならぬ。さて語部といふものは記紀などには、勿論、載つてゐないが、正倉院文書「大日本古文書一、二」の大寶二年の美濃の戶籍、天平十一年の出雲の大稅販給歴名帳に其の名が見えてゐる。しかし其の職掌については、今日に傳はつてゐる奈良朝以前の典籍には所見が無く、たゞ平安朝になつてから出來た「儀式」の大嘗會の卯日の條に始めてそれが現はれてゐる。それは、伴佐伯宿禰各一人、率語部十五人、亦入就位、奏古詞といふのである。延喜式の同じ條にも同じことが書いてあるが、別に、物部、門部、語部者、左右衛門府九月上旬申官、預令量程參集……語部、美濃八人、丹波二人、丹後二人、但馬七人、因幡三

人、出雲四人、淡路二人」とある。語部といふのは、物部門部と同様、大嘗會の前に臨時に諸國から人數を定めて召集せられ、門部と同様、門衛のことを司る伴宿禰佐伯宿禰の支配に屬し、卯の日の儀式に於いて古詞を奏する役目をつとめるのである。此の物部門部などは、皇居もしくは宮門の衛兵を呼ぶ昔の名であつたが、唐制が摸倣せられてからそれがなくなり、大嘗會のやうな古い儀式を行ふ場合にのみ其の名を用ゐ、それに充てる人間は臨時に地方から召集したのであらう。さすれば語部もまた同じやうに考へてよからう。(前に述べた正倉院文書によると、美濃や出雲には語部の部民がゐたらしい。丹波丹後なども多分同様であつたらうから、召集せられる地方には昔からの歴史的由來があるのであらう。) 其の名稱から見ても、制度の上に唐風を摸倣した前から存在したものらしい。

次に其の「古詞」とは何かといふに、これは吉野の國栖、檜の笛工が古風を奏し、悠紀の國司に屬する歌人が國風を奏した後で、奏せられるものであるから、そ

悠紀の  
戦史の

れらが昔からの遺風であると同様、これもまたさうであつたらう。けれども其の内容は全くわからず、従つて、上代に於いて語部といふ特殊の部民があつて古事を語り傳へてゐた其の遺風である、といふやうなことを想像させるには、何等の手がかりも無い。語部は、それよりも寧ろ、吉野の國栖や悠紀主基の國人が歌舞を奏する如く、或る特殊の宮廷の儀式か祭祀か又は饗宴かの場合に、何事かを演奏するものであつたと推測する方が自然である。さうして、これにはまた例へば出雲國造が神賀詞を奏し、中臣や齋部が祝詞を讀むやうに、或る一定の詞章があつて、それを讀んだのでは無いかとも考へられる。けれども祝詞などの詞章が後世に遺存してゐるに拘はらず、語部の「古詞」として明かに傳はつてゐるものが少しも無く、語部といふものゝ存在したことをすら多く所見が無いとすれば、それは餘り重要なことでは無かつたらしい。大嘗會の場合から考へても、吉野の國栖の歌笛や國々の風俗歌と同じ程度のものであつたらう。文字の無かつた時代にさういふものがあり、それによつて上代

の事蹟が語り傳へられたといふやうな重要なものであつたならば、記紀の上代の物語のどこかに其の名ぐらゐは出てゐてもよさうなことであり、また文字の用ゐられた後にもそれが續いてゐたとすれば、一方に文部などの名が屢々記載せられてゐるに對しても、此の名が出なければならぬやうに思はれる。さうして古事記の序文などを見ても、古事が斯ういふやうな方法によつて傳へられたとは、當時の人は、まるで考へてゐなかつたらしい。更に大きく考へれば、文字の無かつた時代の我が民族の文化及び思想上の状態が、さういふものを要求し若しくは生み出すほどに、進んでゐたかどうか、甚だ疑はしく、又た文字の用ゐられるやうになつてから、そんなものが出来たとは猶さら信じ難い。

なほ天武紀(一二年の條)に語造、出雲風土記に語臣といふ姓氏があり、新撰姓氏錄(卷一四)にも天語連といふのがあつて、語部とゆかりがありさうにも思はれ、特に出雲の語臣は、其の國に語部の部民があつたことからも、さう考へられ

天語連  
語部

るが、これも亦た名ばかり記されてゐるから、何事もわからない。(元正紀養老三年の條の海語連も天語連であらうか。天日槍を古語拾遺に海檜槍と書いてあること参照。)もし臆測をするならば、此の天語連と古事記の雄略天皇の卷に見える「天語歌」とを結びつけ、従つて此の天語歌と酷似した長歌で神代の卷に記載せられてゐる所謂「神語」オホクニヌシの神とヌナカハヒメ及びスセリヒメとの應酬の歌をそれと同様に考へ、天語連は宮廷の饗宴の際などにこんな歌でも演奏する職掌を有つてゐたものかと思はれる。(天語歌が饗宴の餘興として歌はれたことは、雄略天皇の卷の物語から明かに知られるし、豊御酒たてまつらせといふ詞からも推測せられる。神代の卷の「神語」の一つにも同じ詞があるのみならず、酒杯を舉げて歌はれたとも書いてある。歌の内容もそれにふさはしいものである。雄略天皇の卷には、それが御酒宴の時に新作せられたやうに書いてあるが、これは固より物語としての結構であつて、酒間に此等の歌を歌つてゐた後世の習慣が、そこに反映してゐるのである。此

等の歌が甚しく古いもので無いこと、また其れに混亂のあることは、文學に現はれたる我が國民思想の研究貴族文學の時代序説第二章に述べて置いた。恐らくは推古朝前後の作であつて、それが傳誦の間に混亂してゐたのを、次にいふ舊辭の潤色の如何なる場合にか加へられたものであつて、其の時期も決して早くはあるまい。此等の歌を載せてゐない書紀は、それがまだ加へられなかつた頃の舊辭に據つたものらしい。さうして、此の天語連が果して語部と關係のあるものであつたならば、語部といふものは、支那の文化がよほど入つて來て宮廷の儀禮などもそろ／＼整ひかけたところに、半ば儀式として、半ば除興として、斯ういふものを演奏するために設けられたのであらう。さすれば、後まで其の形骸が遺存して、風栖の歌笛や國々の風俗歌と同様に取扱はれた、と考へるに不都合は無い。歌を「古詞」といふのも、それを奏するものを語部といふのも、やゝ穩當で無い稱呼のやうに思はれるが、既に古事記の神代の卷にはあの長歌を「神語」といつてゐるから、かういふ疑問を起すには及ぶまい。

或は又た斯うも考へられる。それは、神語といふのは本來、神の語であつて、天語連も語部もそれを語るものであつたが、或る時代から神の歌として製作せられたものがある爲に、おのづからそれをも歌ふやうになり、其の歌には特に天語歌といふやゝ耳ざはりな熟語である名がつけられ、またそれをも神語といふやうになつたので、語部の本務は原意義に於いての神語を語ることに見るのである。然らば、其の神語は何かといふに、それは純粹に宗教的起源を有するもので、神(神代史上の神で無く、信仰の上の神)に代つて演べる神の語ではあるまいか。神語といふ語は、書紀や續紀に於いては種々の意味に用ゐられてゐるが、古事記傳卷一一に其の例が列擧してある、其の原義は神自身の語といふのであらうし、實際此の意味の用例がある(神功紀卷首、崇神紀七年、皇極紀三年等の條)。さて祭祀のやうな儀式の場合に、巫覡または神の代表者となつたもの、或は神に扮したものが神の語として何事かを語るといふやうなことは、世界に例のある風習の一つであるから、我が上代の民間の祭祀にもそ

んな習慣があつて、それが斯ういふことの淵源となつたかも知れぬ。即ち朝廷の儀禮の整頓と共に、それが儀式化せられ、其の詞章も一定し、語部といふ専門家も生じたのである。かう見ることが出来はしまいか。姓氏錄によると、天語連は祭祀を掌つてゐたイミベ氏の祖のフトダマの命に關係が深く、又た阿波のイミベの祖とせられてゐるヒワシの命を遠祖と稱してゐるが、これも故あることかも知れぬ。

此の二つの考の何れにしても、其の起源は民間の風習にあり、従つて其の由來は遠いに違ないが、こゝにいふのは公の制度として一定の職掌を有し一定の部民を有する語部のことであるから、それは國家の組織が整頓した後、後に定められたもので無くてはならぬ。が、それとても族制時代のことには違ないから、大化改新以後になると、昔のまゝの地位や職掌が維持せられたとは思はれない。さうして本來さほど重要なものでも無かつたから、新しく制定せられた朝廷の官職に於いてそれを繼承するやうなものも設けられな

つたらう。だから平安朝ごろになると、語部其のものが事實上亡くなつてゐると共に、其の語る詞(又は歌)もくづれてしまひ、形ばかりに何かゞ残つてゐたのであらう。所謂古詞が今に傳はらないのも此の故であらう。さて上記の臆説の當否は兎も角もとして、語部が上代に古事を語り傳へたものであるといふ徵證が少しも無い、といふことだけは斷言し得るところである。

かう考へて來ると、文字の無い前に於いては、尋常一様の口碑傳説によつて昔のことが傳へられたと見る外は無からう。さて上にも述べた如く、四世紀の終末ごろから、文字の術がそろく、我が朝廷に知られ初めたのであるから、もし斯ういふ風の口碑傳説が文字に寫されるやうになつたとすれば、それは如何に早くとも五世紀に入つてから後のことゝしなくてはなるまい。簡單な政府の記録の類は文字が入つてから間もなく作られたであらうが、古傳説などを記すには國語を漢字で書きあらはすといふ困難な方法が案出せられなくてはならぬから、それはよほど文字に熟達した上のことであり、従つて

それまでには可なりの長い年月を要したであらう。さうして、さういふものが作られてからも、長い間には、或は失はれたものもあらうし、又た或は意識的に、もしくは無意識的に、行はれた種々の變改を経由し、もしくは特殊の意圖によつて構成せられた物語のうちに、按排せられ編み込まれて、後に傳へられたものがあるかも知れぬ。もし記紀の材料に四世紀以前の古傳説があるとするならば、それはかういふ徑路を経たものであらう。それならば、其の記紀はどうして作られたか。これが次の問題である。

#### 四 記紀の由來性質及び二書の差異

古事記の性質と由來とについては、卷頭に撰者たる太安萬侶の序文があつて、其の中に明記してあるから、第一にそれを讀んで見なければならぬ。その重要な部分は斯ういふのである。

天皇詔之、朕聞、諸家之所贊帝紀及本辭、既遠正實、多加虛僞、當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削僞定實、欲流後葉、時有舍人、姓稗田、名阿禮、年是二十八、爲人聰明、度目誦曰、拂耳勒心、卽勅語阿禮、令誦習帝皇日繼及先代舊辭、然運移世異、未行其事矣、伏惟皇帝陛下、……於焉惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日、詔臣安萬侶、撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者、謹隨詔旨、子細採摭、然上古之時、言意並朴、敷文構句、於字卽難、己因訓述者、詞不逮心、全以音述者、事趣更長、是以、今或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓錄、卽辭理叵見、以注明、意況易解、

更非注亦於姓、日下謂玖沙訶、於名、帶字謂多羅斯、如此之類、隨本不改。  
 此の文の最初の天皇は天武天皇のことで、中ごろにある皇帝は元明天皇である。これで見ると、古事記は元明天皇の勅を奉じて太安萬侶の撰録したものであるが、其の直接の材料は、稗田阿禮の誦み習つた帝皇の日繼及び先代の舊辭である。さうして、阿禮のそれを誦み習つたのは、天武天皇の詔を奉じたのであつて、天武天皇は、諸家の傳へてゐる帝紀本辭又は舊辭が區々になつてゐて誤謬も多いから、それを討覈して正説を定めよう、といふ御考から、先づ其の準備として、阿禮に命じて帝皇の日繼及び先代の舊辭を誦み習はさせられたのである。天武天皇の此の勅命は、何時のことであつたか不明であるが、天武紀一〇年三月の條に、詔川島皇子、忍壁皇子、……大山中臣速大島、大山下平群臣子首、命記定帝紀及上古諸事、大島子首、親執筆以錄焉とあるのは、必ずそれと關係があるに違ない。さて、此の序文の中で先づ注意すべきことは、(1)諸家に帝紀及び本辭(舊辭)が傳へられてゐたこと、(2)此の諸家の傳へ有つてゐるもの

古事記  
 阿禮

は、それに檢覈を加へて正説を一定しなければならぬほどに、其の内容が區々になつてゐ、誤謬虚偽とすべきことが混入してゐたこと、(3)官府の權威を以て定説を作る計畫であつたこと、(4)阿禮が古記録を誦習したこと、此の誦習は成就したけれども、正説を定めるといふ官府の事業は成就しなかつたこと、(5)安萬侶は其の阿禮の誦習したものによつて此の古事記を撰録し、直接に古記録、即ち所謂帝紀本辭を取扱つたこと、などである。

第一に、諸家が帝紀及び本辭を傳へ有つてゐるといふことであるが、先づ此の帝紀及び本辭といふ語に注意するを要する。此の序文の中にも、帝紀本辭と連稱してゐる外に、帝紀舊辭とも帝皇日繼先代舊辭とも先紀舊辭ともあり、又た上に引いた天武紀の記事には、帝紀及上古諸事とあるのを見ると、帝紀と帝皇日繼とは同意義であつて先紀も其れと同じものであるらしく思はれ、又た本辭舊辭、先代舊辭はみな同じであつて、其の内容は上古諸事と稱すべきものであることが推知せられる。さすれば、帝紀は帝皇日繼であるから、皇室御

歴代の御系譜及び皇位繼承のことを記したものである。又た本辭は舊辭とも先代舊辭ともいはれ、上古諸事のことであるから、上代の種々の物語の記載せられたものを指すのであり、さうして「本」といひ「舊」といひ「上古」といふところから見ると、それは近い代のことを書いたものには無い、といふことが推測せられる。思ふに神代史や神武天皇の東征、ヤマトタケルの命の西征東伐、又は神功皇后の征韓の物語などは、其の主要なものであつたらう。かういふ帝紀と本辭(舊辭)とが昔から傳はつてゐたのである。古事記を通覧すると、最も重きを置いて詳密に記してあるのは、歴代の天皇の御系譜であつて、仁賢天皇以後にはたゞそればかりが書いてあり、さうして種々の物語のあるのは、神代と神武天皇と崇神天皇以後、顯宗天皇以前とだけである(繼體天皇の卷に一ヶ條だけ磐井の叛亂の記事のあるのは例外と見てよからう)。さうしてこれは、阿禮の誦んだ帝皇日繼(帝紀)と先代舊辭(舊辭)または本辭とによつて撰録したといふのであるから、所謂帝紀と舊辭(本辭)との意味もこれから推測せられ、舊辭

が上古諸事であることも、おのづから明かになるであらう。詳しくいふと、古事記の内容には帝紀と舊辭との二要素があるのであるが、其の古事記は皇室の御系譜と天皇及び皇族の御事蹟としての物語との外には何も無い。だからそれを帝紀と舊辭とに配當すれば、御系譜が帝紀で種々の物語が舊辭であるかと考へる外は無いのである。もつとも序文には「撰録……勅語舊辭」とあるけれども、事實として帝紀と舊辭とを撰録したので無ければならぬことは、後にいふ通りである。

但し帝紀については多少の疑問もある。それは、例の聖德太子と蘇我馬子とが撰録したといふもの、詳しくいふと推古天皇紀の二八年の條に「皇太子鳥大臣共議之録天皇記及國記、臣連伴造國造百八十部並公民等本記」とある天皇記以下の諸本記は、其の名稱から見ると、支那の所謂正史の體裁を學んで作られたものらしくも思はれ、従つて天皇記は本紀に當り、國記以下は世家列傳等に當るやうにも想像せられ、それから推してこゝに帝紀とか帝皇日繼とかい

つてあるのは、即ち斯う考へた場合の天皇記のやうなもの、言ひかへると、支那の正史の本紀めいたものかと思はれないでもないからである。(推古紀には「記」の字を用ゐてあるが、それにしても、本記は、本紀に縁があるに違ない。「紀」の字になつてゐる本もあるといふが、皇極紀四年の條にも「記」とあるから、「記」てよいかと思ふ。現に古事記とか次にいふやうに國造記とかいふ書名もある。但し帝紀とあり、やはり次に述べるやうに帝王本紀など、いふ名もあるから、記と紀とは大した區別なしに用ゐられたらしい。)しかし天皇記以下の諸本記とても、よしそれが所謂紀傳體の支那の歴史から暗示を得て編纂せられたとしたところが、又たよし本紀といふ名を學んだとしたところが、必しも其の通りに摸倣しようとしたとは限らないであらうし、特に臣連伴造國造についても本記と書いてあるからは、なほさらさう思はれ、また紀傳體の歴史に無くてはならぬ志表などがあつたらしくも無いから、上記の如く一概に推測することは出来ぬ。が、それは兎も角もとして、帝紀は帝紀で別に考察するを要す

る。さうして、帝紀の外に舊辭または本辭といふものがあることを思ひ、それに當時の政治組織及び社會制度の上に於いて、家系が特に重んぜられた事實と、後の(かの支那の本紀に倣つて作られたに違ない)日本書紀にも系圖のみが特別に附いてゐることとを考へ合はせると、所謂帝紀は支那の歴史の本紀らしいものでは無くして、たゞ皇室の御系譜及びそれと離るべからざる皇位繼承のことを記したに止まるものであるらしい。帝紀を帝皇日繼といふことから、さう見なければなるまい。欽明紀二年の條の分註に、帝王本紀といふ名が見えるが、これもまた即ち帝紀で、やはり御系譜のことではあるまいか。さすればかの推古朝に作られたといふ天皇記も、やはりそれと同じであつて、國記以下のものもまた諸家の系譜では無かつたらうか。後にいふやうに續日本紀文武天皇の卷に國造記といふものがあつて、それが系譜だけのものらしいことをも参考するがよい。(顯宗紀の分註に譜第といふ書名が見えてゐて、それも皇室の御系譜を記したものでらしい。しかしこれは天皇御歴代の所

謂日繼を記したまはつたものか、但しは或る時代または或る皇族だけの御系譜であるか、他に所見がないから明かに推測しかねる。さうして神代の物語、または上古歴代の天皇の御事蹟、或は皇族の御行動などに關する物語、即ち所謂上古諸事は、本辭もしくは舊辭の名によつて、別に取扱はれてゐたのであらう。

ところで、此の帝紀舊辭が文字に寫されたものであることは、所賣といふ語からでも推知せられる。舊辭といふ名は、口で傳誦せられてゐるもので、あるかのやうに聞こえるか知れぬが、文字に寫された詞章または物語を、辭または、語と稱することは支那の典籍に於いて既に慣例になつてゐるのみならず、日本書紀でも、安康紀三年の條の註にある、辭、雄略紀の卷首の註、同紀一四年二二年の條、用明紀元年の條などに見える、語が現にさうであるから、舊辭の名によつてそれが文字に寫されたもので無いといふことは決して出来ない。また舊辭の辭が、ことばを主にしていつてゐるので無いことは、舊辭の内容が

上古諸事であること、それが辭といふ文字を用ゐて無い帝紀と並び稱せられてゐること、また此の序文全體の主意から見て明かである。さて、斯ういふものが文字に寫されてゐることは、應神天皇の時代以後漢字が漸次用ゐられて來たことから、推古朝時代に作られた立派な漢文の今に遺つてゐることからも、また漢字を用ゐて國語を寫す方法のいろ／＼に案出せられてゐることからも、疑ひは無い。漢字で幾らか國語を寫さうとし、漢文ならぬ文章を綴つてゐたことは、法隆寺金堂の藥師像の光後の銘によつても知ることができ、祝詞に至つては純粹の國文といふべきものであつて、大殿祭のなどは、宮殿が掘つ立て小屋式、繩結び式であることを示す其の内容の上から見、餘程古いものであるらしい。その他、大祓のにしても、龍田風神祭のにしても、又た祈年祭のにしても、其の主要部分は可なり古く作られたものらしい形跡がある。(古事記の序文を讀んでゐる場合であるから、序にいつて置くが、此の文の前に省略して置いたところの中に、御紫宸而德被馬蹄之所極、坐玄扈而化照船頭

之所達」とある馬蹄船頭の對句は、祈年祭の祝詞に、皇神の見はるかします四方の國は、……青海原は棹柁干さず、舟の體の至り留まる極み、大海原に舟滿ちつづけて、陸より往く道は荷の緒ゆひ堅めて、磐根木の根ふみさくみて、馬の爪の至り留まる限り、長道のひまなく立ちつゞけて」とあるところから來たのであるまいか。馬と船との對照は必しも此の祝詞には限らないのであるが、皇化の及ぶところを示すのに此の二つを持ち出して來て、其の至る限りといふやうにいふのは、此の祝詞特有の思想であらう。もしさうとすれば、此の祝詞は少くとも此の序文の書かれた時よりも前に行はれてゐたものである。又た古事記などの歌の寫し方も、古くからの慣習に従つたのであらう。既に文字が用ゐられる以上、何等かの方法によつて國語をそれて寫さうとするのは自然の要求であるのみならず、我が國の漢字の用法は、もと百濟人から學んだものであるが、其の百濟の本國に於いても、やはり漢字で百濟語、少くとも百濟の固有名詞を寫してゐたのであるから、其の方法も、おのづから我が國に傳へ

られたに違ない。かういふやうにして、漢字を以て寫した國語によつて、又は或は漢文によつて、或は此の二つを交へる方法によつて、書かれた上代の皇室の御系譜なり、或は其の他の種々の事蹟なり、説話なりが、典籍となつて世に存在してゐたのであらう。推古朝に作られたといふ天皇記國記等は、さういふものを材料としたのであらう。だから、皇極紀四年の條に見える如く、蘇我氏滅亡の際に國記の外それが皆な焼失したとしても、其の材料となつた舊記は、いくらか世に残つてゐたに違なく、諸家所寶とあるのが即ちそれである。またもし前に述べた如く、かの天皇記などが單に御系譜の類であつて、舊辭は別にあつたとすれば、それは固より焼失したわけでは無い。(序にいふ。推古紀に見える諸記が果して悉く出來上がつてゐたかどうかは、疑問である。名稱からいつても、國造本記の外にある國記が何を記したものであるか不明であり、公民本記といふやうなものも、果して作られ得るものかどうか、甚だ覺束ない。推古紀の此の記事、なほ批判を要するものであらう。)

さて、帝紀の原本が官府で撰定せられたものであることは、其の性質上おのづから推測せられるのであるが、舊辭(本辭)とても、諸家でめい／＼に又た自由に言ひ傳へや見聞を書き記したといふやうなものは決して無く、或る時期に於いて、或る權威を有するものゝ手によつて編述せられたものに違ない。勿論、次にいふやうに、後年になつてそれが種々に、また幾度も變改せられ、従つて幾様かの異本が出来て、それが諸家に傳へられてゐたのであるが、其のもとは一つであつたらう。といふのは、其の舊辭によつて撰録せられた古事記の種々の物語が、前に述べた如く、顯宗天皇以前に限られ、さうして同じやうな物語の見える時代は、書紀に於いてもほゞ同様であるのと、多少の出入はあり異同はあつても、其のもとは一つであつたらうと考へられるほど、記紀に見える物語が互に類似してゐるとの故である。書紀を通覽すると、やはり顯宗天皇ごろまでは古事記と同様な、或は大同小異な、主として歴代の天皇及び皇族の御行動、御事蹟としての物語が多く載せてあるが、安閑天皇宣化天皇のころか

らはさういふ物語が無くなつてゐる。顯宗紀ころまでの記事は、記録らしい形を有するものよりは寧ろかういふ物語が主になつてゐて、従つて歌謠の類も豊富であるが、安閑紀あたりからは全體がほゞ記録風の書き方になつてゐる。たゞ武烈天皇繼體天皇時代には、古事記に物語が無くなつてゐるに拘はらず、書紀には戀愛譚や歌などがあるが、顯宗紀以前の部分に於ける物語の性質が上に述べたやうであるとすれば、さうして安閑紀以後にさういふものが無いとすれば、大體に於いて書紀に見える物語の出所が古事記のものになつた舊辭と密接の關係のあるものであつたことが推測せられる。武烈紀繼體紀に古事記に無い物語のあるのは、顯宗紀以前のものに於いて古事記のと幾分の出入があり相違があることゝ共に、舊辭に異本ができてゐたからである。だから斯ういふ種々な物語は、一度び或る時代に於いて官府者の手によつて述作せられたものらしく、多分それが舊辭または本辭の名で、絶えず人々によつて變改が加へられつゝ、後に傳へられ、宮廷にもまた諸家にも種々の異本と

なつて存在したのであらう。古事記に記載せられてゐる物語があればだけで終つてゐるのは、其のためと思はれる。其の述作の時代は固より明かには知られないが、古事記に物語のあるのが顯宗天皇まであるのを見ると、其の時からあまり遠からぬ後、たゞし其の時の記憶が可なり薄らぐ程の歳月を経た後、試にいはいはうなら欽明朝前後、即ち六世紀の中ごろに於て一と通りはまとめられたのであらう。如何に早くとも繼體朝より前であるとは考へ難い。が、其の物語の全體を通じて散見する歌謠に、萬葉集中のものと大差の無い、よほど發達した形式のもの、少なくないことなどから見ると、少しづつ、の變改が屢行はれたことは別として或る時期に、全體に涉つて大に潤色の加へられたことがあるらしく、それは或は、天皇記などの作られたといふ推古朝ごろのことでは無からうか。此の朝の種々の施設から類推してもさう思はれる。

なほ、古事記の皇室の御系譜が推古天皇で終つてゐるのも、阿禮の取扱つた帝紀がそこまで、あつたからであらうから、これもやはり推古天皇の後、まも

ない頃に編纂せられたものかと思はれるが、更に臆測を進めるならば、これも亦た舊辭と同様、繼體朝、欽明朝ごろに一度まとめられてゐたのを、後になつて其のあとの部分を追補したのかと考へられる。それは、舊辭と帝紀との最初の編述がほぼ同じ頃であつたらうと思はれること、古事記の終の方の御系譜ばかり記してあるのは、如何にも片わの感があつて、後に附加へたものとして見るにふさはしいこと、其の部分には、或は武烈天皇の卷及び敏達天皇の卷以下、前例に無く御治世の年数が擧げてあつたり、安閑天皇の卷及び同じく敏達天皇の卷以下の如く、寶算の記載が缺けてゐたり、仁賢天皇、武烈天皇、宣化天皇、欽明天皇の卷の如く、寶算も御陵の所在も書いて無かつたり、種々の點に於いて前の方とは筆法が違ひ、全體に書き方がやゝ疎漫なやうに見えることなどの故である。もつとも御治世の年数が見えるのは顯宗天皇の卷からであり、清寧天皇の卷にも寶算や御陵の所在が脱ちてゐるから、顯宗天皇の卷で劃然たる區別をすることは出来ないが、大體この邊が、帝紀と見なすべき方

面に於いても、古事記の記事の變り目である。

さて、帝紀と舊辭との最初の編纂が六世紀の中ごろであつたとしても、それに含まれてゐる物語などのすべてが此の時に作られたといふのでは無い。其のうちには非常に古い時代から語り傳へられてゐる民間説話の類が其のまゝに、或は多少の形をかへて、採り入れられ編み込まれたものがあることは、後にいふ通りである。しかしさういふ民間説話が事實のいひ傳へとか口碑とかいふものと性質を異にしてゐることは既に前に説いたところて知られよう。もつとも、既に述べた如く四世紀の前半より前の古い事實のいひ傳へ、即ち所謂口碑もしくはその文字に寫されたものが、帝紀と舊辭との初めて編纂せられた時代に全く無かつたとはいはれぬかも知れぬ。けれどもそれが其のまゝに帝紀と舊辭とに採用せられ記録せられたかどうかは疑問であり、よし假にさういふことがあつたとしても、それが其の後幾度かの改削潤色を經過してゐる記紀にそのまゝ現はれてゐるかどうかは、猶さら疑問である。

だから、文字の無い時代の事實のいくらかのいひ傳へが文字の用ゐられるやうになつた時代に存在してゐたかどうか、又たそれが記録せられて帝紀と舊辭との最初の編纂の頃まで傳へられてゐたかどうか、といふ問題は、記紀にそれが現はれてゐるかどうかといふのとは必しも同一では無い。さうして記紀にさういふいひ傳へが含まれてゐるかどうかは、二書の記載其のものゝ研究によつて判断する外はない。文字の用ゐられるやうになつてからのいひ傳へなどについても亦た同様である。

第二には、諸家の有する帝紀舊辭が區々であるといふことであるが、是には前に述べた欽明紀の分註に、帝王本紀、多有古字、撰集之人、屢經變易、後人習讀、以意刊改、傳寫既多、遂致舛雜、前後失次、兄弟參差とあるやうな事情から來たものでもあらう。が、單にかうして生じた誤謬のみでは無く、又た自然に生じた訛傳があるとか、異聞が記録せられてゐるとか、いふのみでも無く、官府または諸家に於いて故意に改作した點も多かつたのであらう。此の改作には、知識の

發達、支那思想の流行につれて、古事に新思想を加へ或は新解釋を施す、といふやうな主意から来る場合もあつたらう。例へば古事記には紀年が明かになつてゐないが、分註としてところ／＼に天皇の崩御の年の干支と月日とが見える。これは書紀とは殆ど全く違つてゐるのであるから、多分書紀に於いて紀年の定められた前に、同じ企て同じ試みが何人かの手によつて行はれた、其の名残では無からうか。書紀によつて紀年が一定せられた後に新にかういふものが案出せられたとは考へ難いからである。もしさうとすれば、それは帝紀の最初の編述の際には無く、それよりも後のことであらう。といふのは、後世に附加せられたものと見るべき終の方の部分まで、それが見えるからである。帝紀の原形に於いて斯ういふものが無かつたことは、年代記的に物語を排列しない全體の體裁の上からも、推測せられる。だから是は、帝紀の年代の餘りに漠然たるをあきたらなく思つて、それを細かく擬定しようとしたところから生じた後人の所爲らしい。かういふことは或は種々の人によつて

種々に試みられたかも知れず、また全體として紀年を定めるので無くとも、或る物語に於いて干支などによつて話の順序をつけるやうな試を行つたものもあつたのであらう。支那の史籍を見るやうになれば、かういふ企はちのづから生じなければならぬからである。例へば垂仁紀二五年(丙辰)の條に大神伊勢鎮座の記事があるが、其の分註として引用してある一書には、それを丁巳の年としてあつて一年の違ひがある上に、話そのものにも少異がある。これは或は書紀編纂の前に行はれたさういふ試みの一つが偶然此の分註によつて遺存してゐるのでは無からうか。(もつとも是は、後にいふやうな書紀編纂の長い経過の間の一稿本などであつて、それが最後の修訂の場合に本文に採られなかつたやうなものかも知れないから、確實にはいはれないが、既に古事記の干支のやうなものがある以上、かう考へることも無理では無い。)たと書紀が紀年を一定し、すべてを年代記的に排列したために、古いものは大抵世の中から影を消してしまつたので、それがあまり今日に傳はらないのであるが、

書紀にもさういふものを其のまゝに、或は多少變改して、採用した場合もあらう。神代史に於いては斯ういふ傾向が著しく見え、神々の名などにも、一度び神代の物語が出来上がった後に添加せられた、と見るべきものがあり、それがまた更に變化するといふやうな場合もあつて、記紀の直接の材料となつたものには、原形を距ることの頗る遠い、また互に矛盾してゐる分子が含まれ、幾度も手の入つた形跡が明かに知られる。古事記の神代の卷の最初に現はれる三神などは、其れが他の多くの神々よりはよほど高い程度の知識の所産であることが推測せられる點、また神代史の全體の結構から遊離してゐる點から見て、最初から神代史に現はれてゐた神で無いことがわかるが、それが獨神隱身とせられてゐるに拘はらず、子があるやうになつてゐるのは、また其の後の變化に違ないから、かういふ變改の徑路を示す好例證である。

が、改作は單に斯ういふ事情からのみで、無く、家々に於いて其の家格を尊くしようとか、祖先を立派にしようとかいふ動機から出たのも、少なくなかつ

たらう。系圖を製造し、紙上の祖先を作ることとは、昔も後世と變らなかつたに違ないからである。允恭天皇の時に姓氏の混亂を正されたといふ話があるのも、斯ういふ事實の反映であつて、或は領地等の物質的利益のためから、或は一種の名譽心から、種々の造作を家家の系圖に加へたのであらう。特に身分の卑い系圖のわからぬものが、身を立て地位を得たやうな場合に、斯ういふことが行はれたらうといふことは、後世の状態からも類推せられる。さうしてこれは、諸家の祖先が神代の諸神及び歴代の皇族とせられてゐる以上、諸家の系圖の造作は自づから皇室の御系圖、もしくは其の御事蹟又は神代の物語に於いて種々の混亂を生ずることになるのである。あらゆる諸家を皇室、もしくは思想上に於いて皇室と同様にせられてゐる神代史の神々の後裔とすることは、家柄によつて社會が秩序づけられるやうになつて來るに従つて、自然に生じた趨向でもあり、またそれが皇室を中心として國家を統一するに便利な方法でもあつたけれども、それだけ又た弊害も生じて、諸家はそれ／＼自分

の家をなるべく皇室もしくは神々に近づけようとするやうになり、従つて自分の家に都合のよいやうな祖先をこしらへて、それを皇室や神々に結びつけようとしたらしいのである。允恭紀に見える詔勅に、群卿百寮及諸國造等皆各曲言、或帝皇之裔、或異之天降……とあるのは書紀の編者の筆になつたものかも知れぬが、諸家のかういふ態度はずつと前からのことであつたらう。

第三は、官府の權威を以て正説を定めることであるが、實をいふと、よしそれが出来上つたにしても、かういふ方法で果して眞の正説が定められたかどうか、即ち歴史的事實を明かにするやうに舊記の批判が出来たものかどうかは今日から保證の限りでは無い。後になつて完成したものではあるが、日本書紀に於いて所謂壬申の亂が如何に取扱はれ、天武天皇御即位の事情が如何に叙せられてゐるかを知らぬものは、ずつと上代のことに就いても官府がそれを撰修する場合に於いては、何等かの意圖がそれに加へられないといふことを確信しかねよう。又たかの書紀の紀年が故意に造作せられたものであると

いふことは、今さら説くまでも無い學界の定説であつて、それも特殊の目的があつてのこと、見なければならぬが、既にさういふ明白な事實がある以上、それと同じ考が書紀の撰修より前の撰修者に於いて、又た紀年のほかの事柄に就いて決して起らなかつたとは斷言しかねよう。諸家の系譜についても續紀の文武天皇大寶二年の條に、詔定諸國々造之氏、其名具國造記とあつて、これも國造の祖先を皇室もしくは神々に結びつけようとする一般の要求に従ひつゝ、官府の力でそれを定めたのであらうが、さういふものが歴史的事實を正しく示したものであるかどうかは、云ふまでもあるまい。

第四は、阿禮が帝紀舊辭を誦習したといふことであるが、此の誦習とはどういふ意味であらうか。上に述べた如く、帝紀舊辭は書籍となつてゐるものであるから、阿禮は其の書籍を取扱つたのである。しかし、阿禮はそれを批判し討覈して新なる帝紀舊辭を撰録したのでは無い。それは、本文に「未行其事」とあるので明かである。この行はれなかつたといふ「其事」は、從來世に存在する

帝紀舊辭を討覈して其の偽を削り實を定め正しいものを新しく撰録しようといふ事業を指したのであつて、序文の「然運移世異」云々の句は直に「欲流後葉」に接続するものである。「其事」が阿禮の誦習をいふので無いことは、此の誦習は立派にてきてゐるので明かである。安萬侶は後に、彼の誦んだところから此の古事記を撰録したのであるから、これは疑が無い。(文章の上からいふと「其事」は撰録帝紀、討覈舊辭、削偽定實、欲流後葉)か、さもなければ、勅語阿禮、令誦習帝皇日繼及先代舊辭)か、二つの中のどちらかを承けてそれを指すもので無ければならぬ。然るに後の方で無いことは、それが既に行はれたことであり、従つて「未行」と書かれる筈が無いことから明白である。だから、それはどうしても前の方で無くてはならぬのである。「さうして、阿禮の仕事は済んだが目的の事業は行はれなかつたといふのであるから、阿禮の誦習は正しい記録を新しく撰録するための準備であつた、と見なければならぬ。また實際、削偽定實の大事業は阿禮一人の手で出来ることでは無かつたらう。だから、若し臆見を

加へるならば、かの川島皇子等に命ぜられたのが此の事業であつて、阿禮の誦習は其の準備の一つであつたのでは無からうか。川島皇子等が何れだけのことをしたのか、わからないが、それはましまらずに中止せられたらしいので「未行其事」は即ちそれを指したものと考へられる。

さて既に文字に記された帝紀舊辭があり、さうしてそれから新しいものを撰録するので無いとすれば、阿禮のすべき事は、此の古書其のものをどうかする、と無ければならぬが、それに「誦習」の語が用ゐられてゐるのを見ると、其の誦めないところを誦み明らめるといふより外に考へやうが無い。實際、帝紀舊辭には例の漢字で國語を寫したところが多かつたであらうし、少くとも固有名詞等はみなさうであつたに違なく、さうしてそれは、全く言語の性質が違ふ支那語の表象である漢字を以て國語を寫す、といふ無理なことをしてゐる上に、其の寫し方は可なり勝手次第であり、時代と記者とによつて種々になつてゐたであらうから、時を経た後になつて他のものが見ると、解し難く讀み

難いところが多かつたに違ない。此の古事記を見てもそれは類推せられるので、我々は古人が読み方を傳へ若しくは考へて置いてくれたからこそ、容易に読み得るが、然らざれば非常な努力で研究しなければ、なかく、わからない。さうして阿禮の前に提出せられた帝紀舊辭が同じ様にわかり難かつたことは、上に引用した序文の末尾の方を見ても想像せられるので、辭理匠見といふべきことが甚だ多かつたらう。安萬侶が寫し難いとしたことは、即ちまた古書の解し難い所以であつて、帝紀舊辭は、ほゞ此の古事記と大差の無いやうな書きざまのところが多かつたであらう。是は次にいふやうに古事記の文章と其の撰録の事情とからも推測せられるが、漢文を以てつゞられた書紀が其の行文の間に往々國語の直譯を交へてゐることからも想像せられる。「吹棄氣噴之狹霧」神代紀上、「稜威之道別道別」神代紀下、「浮渚在平處」同上、または「太立宮柱」神武紀元年、「常夜行之」神功紀元年、といふやうな漢譯の出来ない特殊の成語は勿論、「踏浪秀而往乎常世郷矣」神武紀戊午年といふやうな純粹の漢文に改め

ても大した差支の無さうなことが、斯ういふ直譯ぶりになつてゐるのは、全體が國語で書いてあつたものと史料(即ち舊辭)を漢譯するに當り、或は到底譯することの出来ない特殊の成語を舊のまゝに残し、或は適切な譯語が得られないために生硬な譯し方をしたからである、と解しなければなるまい。國語の原本が無くして初から漢文で書いたのならば、こんな文章のある筈が無いのである。なほ例へば「顧眄之間」に、此云美屢摩沙可利爾、といひ、逐之に、此云波羅賦と記し、以上神代紀上、「撫劍」に、此云都盧者能多伽彌屠利辭魔屢と書いてある(神武紀戊午年)やうに、立派な漢語について其れに當る國語を註記してあることが多いが、これも國語の原文があつてそれを譯出したことを示すものである。「玉籤」を、此云多摩俱之、といひ、端出之繩について、此云斯梨俱梅、難波とある(以上神代紀上)やうに、我が國特有の事物に強いて漢字をあてる場合には、初から漢文に書いても、其の読み方を註記する必要があらうけれども、前に挙げたやうな、さういふ特殊の意味のない漢語には、國語から翻譯しない以上、こん

な註解の書かれる筈がない。(序にいふが、斯ういふ翻譯しにくい國語があつたとして、それを口で語り傳へられたものと推測する必要は毫も無く、文字に寫す文章としてつゞられた國語と見るに何の差支も無い。祝詞が國語のまゝで文字に寫されてゐることを考へるがよい。世間には又た往々古事記の例へばオホクニヌシの命の退隱の段の「是我所燧火者」以下の數行のやうな、一種の修辭的技巧を有する文を、口で語り傳へた詞章として考へようとする人もあるやうであるが、これもまたこゝに述べた國語と同様、初から文字に寫す文章として作られたものと見るに、何の不都合も無いのである。文字に書いても、特にそれを國語のまゝで寫す場合には猶さら、口に出して誦すべきものであるから、特殊の光景を描き情趣を叙するに當つて、かういふ修飾を施すことは當然である。祝詞などに同じやうな技巧の用ゐられてゐることは、いふまでも無いが、これもまた口誦によつて傳へられたとすべき理由は無い。)なほ帝紀舊辭にも、場合によつては漢文と見なすべき書き方をした部分があつた

かも知れず、又た御系譜などに於いては文をなさないところもあつたらうが、それにしては固有名詞を誦み明らかにするだけでも可なり困難な仕事であつたらう。前に引いた「帝王本紀、多有古字」といふ「古字」は、此の序文に書いてある目下とが帶とかいふ字のやうに、古人がさう書いて置いたけれども、何故であるか、わからなくなつてゐたものをいふらしく、さういふ文字が多くては、人名や地名のよめないものが澤山あつたらう。だから、それを誦み明らかにするには「爲人聰明、度目誦口、拂耳勸心」といはれた如く、頭がよくて博聞強記で、種々の比較研究なども出来る人を要したのであらう。彼の事業は、恰も仙覺が萬葉をよみ宣長が古事記を訓んだと、同じ性質のことであつたに違ない。誦習とは即ちこのことである。「誦」とはあるが、それは文字に寫してあることを口に出して誦むからのことであり、さうして誦むには文字の意義がわからなくてはならぬから、誦むことは畢竟古書を見て其のよみ方を解することになる。「度目誦口」書物を見ればそれをよむとある誦口にも意義を解することが含まれ

てゐると見なければならぬ。これは「拂耳勸心」に對する句であつて、一は知識に富んで理解力のあることを見る方につけていひ、一は記憶に長じてゐることを聞く方につけていひ、「聰明」の二字を具體的に説明したのである。それから前にも引いた欽明紀の分註に、「後人習讀以意刊改」とある。「習讀」の二字をも參照するがよい。誦も讀も同じであるから誦習も習讀も同意義であらう。さうして此の「習讀」は文字を見てそれを讀むことを指すのみならず、「以意刊改」することが伴ひ得るものとして用ゐられてゐる。即ち讀者の解釋といふ意味が加へられてゐる。此の註の文は顔師古の前漢書叙例の一節が殆ど其のまゝに取つてあるので、習讀云々の一句もやはり其のうちにあるのであるが、意義はこゝにいふ通りである。なほ續紀文武天皇大寶二年の條に「讀習新令」とある。「讀習」も法文の意義を解釋することである。また書紀の敏達紀元年の條に「讀解および讀釋」といふ熟語のあるのを見ても讀むこと、解釋すること、が一にして二ならざるを知ることが出來よう。誦の字を暗誦と解すべき理

由は何處にも無い。さて安萬侶は「辭理叵見、以註明」といひ、實際本文に於いて訓み方を註記してゐるが、茲にも阿禮の效績が現はれてゐるのである。(序にいふ。こゝの文を宣長は、以註明意、況易解更非註」と句讀をつけてゐるが、これは誤である。こゝは「辭理叵見」と「意況易」と、又た「以註明」と「更非註」とが、それぞれ對になつてゐるので、宣長のやうに訓んでは、それが壞れてしまふのみならず、「況」の字の意味が適切で無い。「況」は譬況といふ熟字にも用ゐられてゐるか、ら「意況」も意義といふ程のことであらう。なほ阿禮が斯うして誦み明らめた帝紀と舊辭とは、諸家に傳へられてゐる種々の異本全體のことか、又は特殊の由来のある一本のみのことか、といふ問題が起るが、それはおのづから次のことに關係して來る。

第五には、安萬侶の事業であるが、其れは、阿禮が訓み方を研究し解説して置いた古書、即ち帝紀舊辭によつて、此の一篇の古事記を撰録したことである。撰録といふ語が、たゞ耳に聞いた話を筆記するとか、目に見た文を謄寫すると

か、いふ意味で無いことは明かである。現に此の序文の前の方にも「撰録帝紀、討覈舊辭」とあるが、此の「撰録」がそんな單純な仕事で無いことはいふまでも無い。こゝの「撰録」は「討覈」とかたみがはりに用ゐてあるのて、全體の意味は帝紀舊辭を討覈撰録するといふのであるから、其の撰録には討覈が伴つてゐる。安萬侶の場合にそれだけの意味があるかどうかは次にいふことにするが、單純な筆記などで無いことは、これでも知られる。だから古事記の撰録は、阿禮の誦んだものが或る一つの帝皇日繼及び先代舊辭であるとすれば、帝紀と舊辭と別々になつてゐたのを一篇の古事記にまとめ、また其の讀み難く解し難いところを書き改め、或は註を施すやうなことをいふのであらうし、もし又た阿禮が諸家に傳はつてゐる帝紀と舊辭との多くの異本を解説して置いたのならば、それらの種々の異本を調べ、其れに見える諸説を取捨撰擇して、それから別に一家の言をたてることをいふのであらうし、此の二つの中の何れかて無くてはならぬ。が、此の撰録に費された月日が甚だ短くして、僅々四月あま

りであることから考へると、それは多分前者であり、文章なども大抵はもとの書物のまゝにして置いて、阿禮の研究によつて始めて明かになつたところをわかるやうに書きかへ、或は文字をもとのまゝにして註解を加へたのであるらしい。安萬侶の苦心が文字のかきなほし、即ち文字の使ひ方の改訂にあつたことは、序文の「是以、今或一句之中、云々の文を見ても明かである。此の改訂はもし假に一例を設けていふならば、多分下のやうなものでは無かつたらうか。書紀の神代紀に「顯見蒼生」とあつて、これを「宇都志枳阿鳥比等久佐」と訓ひやうに註記してあるが、古事記のもとになつた舊辭でも、やはり此の神代紀の本文のやうな文字で書いてあつて甚だ解し難かつたのを、阿禮が「恰も書紀の註のやうな風に」其のよみ方を考へて置いたので、それによつて安萬侶が「宇都志伎青人草」とわかり易く書きかへた。原文のまゝでは「己因訓述者詞不逮心」であるが、書紀の註のやうな寫し方をしては「全以音連者事趣更長」であるから、二句之中交用音訓の方法によつて「宇都志伎青人草」と書いたのである。（此の

文字について此のことがあつたといふのでは無い。たゞ安萬侶の仕事はほぼこんなところにあるだらうといふことを、假に例を設けて説いてみたのである。それから序文に「子細探撫」とあるのも、上記のやうに考へると適切に解せられるやうである。探撫の語に取捨撰擇の意味は無いから、此の一句の意味は一つも残さずにひろひ取るといふのであらう。もしさうとすれば、阿禮の誦んだのは多分宮廷に傳はつてゐる一本で、もあつたらうかと思はれる。諸家には種々の異本があるが宮廷にも一本があるので、削偽定實の大事業を行ふ準備として、天武天皇は先づそれを阿禮に誦み明らめさせられたのであらう。但し是について一つ考ふべきことがある。是等の異本は書紀に其の斷片が残つてゐるので、神代の卷に「一書」として種々の異説が擧げてあり、數は少いけれども、神武紀以後にも時々「一書」の説の引いてあるのが、即ちそれであるが、神代紀の多くの「一書」の中には、大體古事記と同じものがあるので、それと古事記との關係が問題になるのである。此の二つはよく似てゐるが、どの場

合でもそれに幾らかづゝの差異はあつて、全く同じでは無い。アマテラス大神ツクヨミの命及びスサノヲ命の領土分治の話のやうな、比較的重要なことも違つてゐる。たゞ其の類似が可なり親近であるところから、阿禮が誦んだ舊辭、即ち古事記のもとになつたものが、即ち此の「一書」であつて、安萬侶が他の異本を參酌してそれに多少の變改を加へたのが古事記となつて現はれたものでは無からうか、といふ疑が生ずる。例へば古事記に似た「一書」のヨミの國の物語には古事記に見える桃の話や八つイカツチのことなどは無いのに、別の「一書」にそれが見えてゐるから、安萬侶は此の二つの異本の或る部分をつなぎ合せて古事記のやうな物語を作り上げたのだと、推測せられなくも無いのである。もしさうだとすれば、安萬侶の仕事に關する上記の考説は、妥當で無いことになる。しかし此の古事記に似た「一書」と古事記とを比べてみると、其の内容に於いて互に出入があつて、「一書」の方が複雑であり、發展した形を具へてゐる場合、例へばオホクニヌシの命とスクナヒコナの命との物語、所謂皇孫

降臨の段のサルダヒコの話などの類があり、特に「一書」のサルダヒコの話の中のウズメの命の様子などは此の場合に甚だふさはしからぬことであつて、それはヤスノカハラの優戯の段のを轉用したらしく思はれる。が、又た其の反對に、古事記の方に後の變改が加へられてゐるらしいところもあるので、タカマノハラで大神とスサノヲの命との子を生まれる段などがそれである。だから其の間の全體の關係を此の零細な「一書」の記事のみによつて推測することはむづかしく、單に此の「一書」との比較によつて、古事記が數種の異本を取捨撰擇したと考へることは出来ないのである。さうして「書紀」の多くの「一書」には古事記の記載に何等の痕跡をとめてゐない、それと直接の連絡の無い、よほど懸隔した説があるのであるから、さういふ異本どもが古事記の撰録の場合に參考せられたとは見なし難からう。其の上に前に述べた如き理由があるから、古事記はやはり一つの帝紀と一つの舊辭とをまとめたに過ぎないのであつて、それに類似した記載を有する書紀の「一書」とそれとの關係は、古事

紀紀の  
關係

記撰録の際に生じたものでは無く、もとの舊辭に於いて存在してゐたもの、換言すれば、此の二書は親近の關係を有つてゐる二種の異本である、とするのが妥當であらう。(或は此の關係を反對に見て、書紀の編者が、古事記のもとになつた舊辭の一本に變改を加へ、それを「一書」として擧げたのでは無からうか、とも思はれるが、「一書」として擧げる場合に故らに原本を變改する必要は無い筈であるから、此の考は成立つまい。漢文に翻譯するため生ずる語調の變化や幾分か支那思想の着色を帯びて來ることや、別であるが、話そのものに故意の變改を施すべき理由は無さうである。) また後にいふやうに、古事記のところ／＼に多くの物語とは調子の違つた、簡単な記事のあるのも、本來の舊辭としてはふさはしからぬものであるが、これも勅命によつて行はれた安萬侶の撰修の場合に収録したと見るには、あまりに杜撰なことであるから、それは何人か、坐ろに加筆した異本の一種に存在してゐたもので、それが其のまゝ阿禮の誦習を経て安萬侶の筆に上つたのだ、と考へる方が自然である。な

ほ、これも後章にいふやうに、古事記の帝紀の部分と舊辭の部分との間に不調和な點が屢々見えるが、これも或る帝紀と或る舊辭とが其のまゝに結びつけられたからであつて、其の間に取捨撰擇が加へられなかつたことを示すものではあるまいか。だから安萬侶の仕事は、どの點から見ても上記の如く考へる外は無からう。さすれば古事記の撰録は、本來元明天皇の「惜舊辭之誤忤正先紀之謬錯」といふ御志、即ち區々であり眞偽雜揉してゐる在來の諸説を討覈して一つの定説を作らう、といふ御考から出たことではあるが、安萬侶の事業でそれが成就したのでは無く、これもやはり一つの準備事業に過ぎなかつたらう（このことはなほ後にいはう）。なほ安萬侶が直接に古書を取扱つたことは前に掲げた序文の「上古之時から隨本不改」までの數行によつて毫末の疑を容れない。「已因訓述者詞不逮心、全以音連者、事趣更長」は明かに古書のことであり、日下帶の文字についていふ「本も古書のことである」。

たゞこゝで一つ解し難いのは序文に「稗田阿禮所誦之勅語舊辭」とある「勅語

勅語

舊辭の一句である。文字のまゝによめば勅語と舊辭との意であらうが、「勅語」は「舊辭」に對すべきことでは無い。さうして「舊辭」は上に挙げた如く常に「帝紀」「先紀」「帝皇日繼」に對して用ゐられてゐるから、此の「勅語」もやはり「帝紀」などの誤では無からうか。一般に帝紀と舊辭とが常に相對して用ゐられる慣例であるかどうかは別問題として、此の序文に於いて二つが常に對稱せられてゐることは見のがすべからざる事實であり、其の上に、天武紀の川島皇子の修史事業を叙したところにさへ同じやうな書き方がしてあるのを見ると、上代の記録に此の二つがあつて、それが相伴つて當時の修史家の頭に浮かんで來たものであることが明かに推測され、特に阿禮の誦んだのは「帝皇日繼」及「先代舊辭」であつて、「勅語」では無く、行文の上から見ても「阿禮所誦之——舊辭」は「令誦習帝皇日繼及先代舊辭」を承けて、それに應ずるもので無くてはならぬからである。なほ古事記は書紀とは違ひ、上に述べた如く所謂「帝皇日繼」に特に意を用ゐてあつて、其の記すところは主として皇室の御系譜であり、それに歴代の天

皇及び皇族の御行動としての物語が加はつてゐるのみであつて、末の方へゆくとたゞ御系圖のみになつてゐる程であるから、安萬侶の取扱つた阿禮の解説には、帝皇日繼即ち帝紀が重きをなしてゐた筈であり、従つて茲にも、舊辭と共に其の名が現はれてゐなければなるまいと思ふ。上文にも、勅語阿禮といふ一句があつて此の「勅語」といふ熟字も、一般の慣例から見ると少しく變であるが、此の時代の漢文には「書紀」の本文を見ても知られる如く種々の特殊な文字の用法があるから、これはよいとして、「勅語舊辭」の語はどうも意味をなさぬやうである。もし強いて解釋すれば、舊辭の種々の異本のうちで「阿禮」に誦めと勅命せられた舊辭といふ意とても見るのであるが、甚だ穩かて無い。しかし此の勅語といふ文字の問題は別として、古事記に撰録せられたものが阿禮の誦んだ帝紀と舊辭との二種であつたことは、其の内容の上から明かであるのみならず、序文全體の書き方から見ても疑は無い。もし舊辭だけで帝紀が採られなかつたのならば、帝紀と舊辭とを幾度もくりかへして並べて述べて

來たのは無意味だからである。

以上の序文の解釋で古事記の由来と其の性質とは、おのづから了解せられたことと思ふ。たゞこゝで一言して置きたいことは、此の考は古事記の解釋の權威として世に重んぜられてゐる本居宣長の説とは根本的に違つてゐるといふことである。宣長は、舊來の書籍はみな漢文であつたから、阿禮はそれを國語に誦みなほし、文字を離れて口に誦みうかべたのであるが、もう一歩進んで考へると、それは天武天皇御みづから古記を討覈して正説を定められた上、國語を以てそれを阿禮に口授して誦み習はさせ、暗誦させられたのであらう、さうして安萬侶はそれを阿禮の口から聞いて、其のまゝに筆録したので、と解釋してゐる。詳細は古事記傳を見ればわかるから、こゝには述べないでもよからう。宣長は、歌や祝詞は國語を寫してあるが、其の他のものはみな漢文であつたといふが、既に歌や祝詞を國語で書かうとしたことを承認するならば、何故に其の他のことについてそれを拒否するのか、また彼は舊辭の「辭」の字

に目をつけて、是は、ことばに重きを置いてあることを示すものである、といつてゐるやうであるが、それならば帝紀は、ことばによらなくてもよかつたといふのか。また、辭の字を斯う解釋すると、舊來の書物が皆な漢文であつたといふ彼の説とは矛盾しはすまいか。いふまでも無く、舊辭は書物として昔から傳はつてゐるもの、稱呼である。それから彼は、未行其事の、其事を阿禮が暗誦してゐることばを文字に寫すだけのことのやうに説いてゐる、削僞定實の業は天武天皇御自身が既に行はれて、其の新定のことばを阿禮が暗誦してゐたのだ、と考へてゐるが、其事が文章の上から見て、撰錄帝紀、討覈舊辭、削僞定實といふ事業を指すものでなければならぬことは前に述べた通りであるから、宣長の解釋するやうに、天武天皇が既に此の削僞定實を行はれたのならば、未行其事とはいはれない筈では無いか。もつともそれがまだ文字に寫されてゐないとするれば、流後葉ための方法は十分に取られてゐないともいはれようが、其事の主要な意味がそこにあるので無いことは文章の上で明かである。又

たもし、其事がたゞ阿禮の暗誦してゐることばを筆記するだけのことを指すのならば、こんな簡単な仕事が即ち削僞定實の大事業に當るわけになるので、そこに大なる矛盾が生ずる。のみならず、宣長のやうに見るならば、元明天皇の御思召として、惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯と書いてあるのは、どういふことか。天武天皇が既に正説を定められたならば、元明天皇の御思召としてこんなことが書かれる筈は、無からうでは無いか。或は此の二句を宣長の考によつて強いて解釋すれば、正説は既に定まつてゐるが、世間にはまだ出てゐないため、謬つた帝紀と舊辭との信ぜられる處があるから、其の正説を一般に知らせよう、といふ意味だといはれるかも知れぬが、それならば、其の正説を記した古事記の出來上つた後、僅々二年で、而も同じ元明天皇の和銅七年に新に國史撰修の事業が企てられたのは何故であるか、全く領解が出來ない。もつと溯つていふと、天武天皇が御自身で正説を定められる程ならば、川島皇子等に命じて修史事業を起させられたといふことも同じく不可解のことである。又

た序文の全體の書き方からいつても、天武天皇御自身にかゝることをせられて、それが古事記となつて現はれたものならば、それは古事記の由來を叙してゐる此の序文に明記せられない筈が無いではないか。阿禮の仕事は單にそれを暗誦したに過ぎない從屬的のものであるのに、其の阿禮のことを特筆大書しながら、作者であらせられる天皇の御事業、即ち主たる仕事に明記せられず、假に宣長の意見に従へば、勅語の二字によつて纔に暗示せられてゐるといふことは、如何にも辻褄の合はぬ話ではないか。なほ又た、文字が既に盛に用ゐられ、純粹の國語をさへ漢字で書いてゐる世の中に、何を苦しんで長い間阿禮に暗誦させて置く必要があるか。何時死ぬかも知れない人間の、而もたつた一人の阿禮の記憶に、畏くも天武天皇おんみづから削定せられた貴重此の上もなき、又た唯一無二の帝紀舊辭を、何故に委託して置いたであらうか。暗誦してゐることばを文字に寫すぐらゐは容易なことであるのに、何故にそれを行はなかつたか。阿禮とても其のくらゐの事は、しさうなものではなかつ

だらうか。宣長の説では此等の點が甚だ曖昧である。彼は我が國の事は國語でいひ現はさねばならぬことを知り、漢文風の文飾の多い書紀に較べて古事記を尊重したので、それは眞に彼の卓見であるが、餘り古事記をえらいものに考へすぎたため、おのづからあゝいふ解釋をするやうになつたのであらう。(古事記の記載を天武天皇の勅語と考へることは、白石の思想に於いて既に存在してゐたが、彼は別段それを強く説いたのでは無い。白石遺文卷上參照。)さて安萬侶が古事記を撰んだのは、直接には元明天皇の勅命、間接には天武天皇の御遺志を奉じたのではあるが、それでかの削僞定實の大事業が成就したのかといふと、さうでは無いらしい。諸家の異本にはまだ手を觸れて無いらしいからである。だから是は恰も阿禮の誦習と同じく準備事業の一つであつたらう。従つてそれによつて、川島皇子等を主として大規模の史局を開かれた主旨が達せられ、諸家をして悉く其れを奉じさせるほどの權威がつけられたとは考へ難い。事實、古事記は、よし勅旨を奉じてのことゝはいへ、畢竟

一私人の撰録であり、またそれは帝紀舊辭の最初の述作の儘であるとも考へられず、其の上に、家々に傳へてゐる古記が區々であつた程に、それには家々の直接の利害關係が絡まつてゐるものでもあるから、古事記の一家言には服従しかねる家もあつたらう(ずつと後のことではあるが、齋部廣成が古語拾遺を著したことをも照するがよい)。だから時の政府は、天武天皇の御遺志を遂げ、元明天皇の聖旨を貫徹する爲に、廣く諸家の有する帝紀舊辭を討覈して權威のあるものを撰定する必要がある。其の上に古事記は、單に帝皇口繼及び先代舊辭を継ぎ合はせたものであつて、時代も神代及び上代に限られてゐる。舊辭の内容は天皇及び皇族の、特に其の大半は私生活としての、御物語であるし、首尾貫通した、また廣く天下の形勢や政治上の事件を記録した、國史といふべきものには無い。(いふまでも無いことであるが古事記の古は安萬侶の時代からの古であつて、今日からの古では無い。古事記に書いてあることは、帝紀としては安萬侶の時から約百年前の推古朝までのことであり、舊辭としては

少くとも二百餘年前の顯宗朝のことまである。だから一方では、多くの古記、種々の異本を考覈して、其の中から辨別取捨をし、或は阿禮の誦んだものには存在しない材料をも取つて、古事記の缺點を補ひ、一方では、近い世の記録をも材料として、立派な體裁を具へた國史を作らうといふ考は、自然に生じなければならぬ。特に銳意支那の文物を學び、支那の官府の事業を摸倣しようとしてゐた當時の朝廷では、其の意味に於いても、支那風の正史らしいものを作らうといふ企圖が、必ず起らねばならぬ。或はずつと前から、さういふ希望はあつたであらう。川島皇子等を主とした史局の事業は、或はそこまでゆくつもりであつたかも知れず、もつと遠く溯つて推測すれば、聖德太子等の撰修にもさういふ漠然たる下心があつたかと、想像せられなくも無からう。しかし、それにはそれで種々の困難があつて、是までは容易に實現せられなかつたらしい。さういふ事業に於いて先づ逢着すべき、皇室の御系譜や神代上代の物語やの討覈撰定だけでも、上に述べたやうな事情から考へると、頗る困難なこ

とであつて、川島皇子等の着手したことが何時となく中止の姿になつたやうに見えるのも、或はこの邊から起つたことかも知れぬ。また如何ほどまで支那風の正史を學ぼうか、といふやうな撰修の方針についても種々の議論があつたらうし、時によつて朝廷内の思潮に幾らかづゝの變化もあつたであらうから、それらも一層此の修史の事業を困難にしたのであらう。是は固より、ほんの想像譚に過ぎないが、かういふ事情は有り得べきことと考へる。

が、一方では必要上、他方では政府の體面上、何時までもすてゝ置くわけにはゆかぬ。古事記の献上せられた和銅五年から二年の後に、國史撰修の業が始まつたのは此の故であらう。續紀の和銅七年二月の條に、詔從六位上紀朝臣清人、三宅臣藤麻呂令撰國史とあるのが即ちそれである。古事記の撰録は其の準備の一つではあつたが、また或はそれを促した一事情ともなつたであらう。古事記の序文に元明天皇の御思召として記してある、惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯から出た修史事業は是に於いて實現の端緒が開かれたのであつて、

それは恰も撰録帝紀、討覈舊辭、削僞定實を目的とする天武天皇の御企圖が川島皇子等の事業となつて現はれたと同じ關係である。此の紀清人等の事業はどうなつたか明かでないが續紀を見ると、それから六年の後の元正天皇養老四年五月の條に、先是、一品舍人親王、奉勅修日本紀、至是功成、奏上紀三十卷、系圖一卷とあるから、それは編輯員などにも多少の變化はあり、撰修の方針にも何等かの動搖があつたかも知れぬが、大體は引き續いて行はれ、何時からか舍人親王を恐くは名譽上の總裁に仰ぐことになり、さうして養老四年に至つて、それが遂に出來上がつたらしい。だから此の撰修は直接には紀清人等の仕事を繼承したのではあるが、其の稿本は川島皇子等の史局で作つたものもとになつてゐたのであらう。さてかうして出來上つたものが即ち今日我々の前にある日本書紀である(但し系圖は傳はつてゐない)。

ところが此の日本書紀を見ると、同じ上代や神代の部に於いても古事記とは餘ほど趣がちがつてゐる。其の主要なる點を擧げてみると、(1)古事記の文

記紀の  
相違点

章は漢字を用ゐてはあるが漢文にはなつてゐない一種特殊の書き方であるのに、書紀のは時々變なところはあるものゝ、大體は純粹の漢文になつてゐて、支那の成語をも多く用ゐてゐる。(2)古事記にも支那思想の痕跡が可なり著しく見えてゐるが、書紀はすべてが甚しく支那化せられ、到るところ支那思想を以て潤色せられてゐる。神代紀の卷頭に、淮南子などの文をそつくり持つて來たり、書紀集解に比較してあるやうに、雄略天皇の勅語が隋の高祖の勅語其のまゝであるやうな甚しいことさへある。(3)古事記には明かに定めてない紀年及び月日干支が書紀には神武天皇以後、精密に記されてゐる。従つて神武天皇以後はすべてが年代記風、編年的記録風になつてゐる、古事記に漠然記されてゐる系譜や物語がそれ／＼、曆年に配置せられ編み込まれてゐる。(4)古事記は帝紀舊辭の或る一本のみに従つたのであるが、書紀は諸本を討覈し取捨して新しく一つの成文を作り、參考として舊來の諸説をも列べ擧げてある(特に神代の物語に於いてさうである)。(5)上代についても、古事記には無い

昔の物語が書紀にはある。(6)同じ事がらでも記紀の間に種々の差異があり、歴代天皇の實算なども随分違つてゐる。(7)古事記には見えない政治上の事件などが記されてゐる。これらは一見すればわかることでもあり、また先人が既に説いてゐることでもあるから、今さらく／＼しくいふにも及ぶまい。實例は本文を研究してゆくうちにおのづから明かになるであらう。

さて、書紀が此等の點に於いて古事記と異なるのは、古事記の準據となつた帝紀舊辭には存在しない材料をも含んでゐる種々の異本を採用した故もあるに違なく、(4)(5)(6)の如きは大部分其のためであらうと思ふ。けれどもまた、書紀の編者の考案に出たことも少なくないので、(1)(2)(3)の多くは、恐らくは此の部類に屬すべきものであり、(5)(6)(7)の中にも亦たそれがあるらしい。もつとも(1)についていふと、近い世の史料は初から漢文で書かれてゐたらしく、書紀の編者はたゞそれを其のまゝに、或は多少の潤色を加へて採ればよいのであるから、書紀の編者の手によつて漢文とせられたのは、神代や上代の部に多

かつたであらう。しかし漢文で無くとも支那思想を取入れることはできるのでそれは古事記を見てもわかることであるから、(2)にも、材料のうちから既に存在してゐた場合があるかも知れぬ。また紀年についても、書紀より前にさういふ試みの行はれたらしい形跡のあることは、前に述べた通りであるが、書紀の紀年は多分書紀の編者の手に成つたものであらう。(こゝに「書紀の編者」といつたのは、必しも舍人親王を總裁としてからの史局といふ狭い意味では無く、それに連続してゐる前からの政府の修史當局者を含めていふのである。)

此のうちで(4)(5)(6)は古傳の種々の變形を知る上に於いて極めて重要なことであつて、それらの異説を比較研究することによつて、我々は古傳の發達の徑路を推考し、従つて、上代の官府者の思想の變遷を跡づけることが出来る。よく比較してみると、古事記の説よりも却つて原形に近いと思はれるものが書紀の中に認められることもある。だから古事記が漢文で無いからとて、す

べてが書紀の説よりも古いとか正しいとか、又は毫も支那思想を交へない固有の説話であるとか、速断することは出来ない。のみならず、かういふ異説を多く知ることによつて、其の間から事實の真相を發見する鍵鑰を掴み出せないにも限らない。古事記だけではそれが出来ないのであるから、これは書紀の我々に與へる大なる賜である。しかしこれは、從來一般に行はれてゐる如く成書となつた古事記と書紀とを單純に比較するといふのでは無く、それに含まれてゐる一々の物語について、二書によつて傳へられてゐる種々の異説、いひかへれば、帝紀と舊辭との種々の異本として當時に存在してゐたもの、所説を對照研究することである。以上は神代や上代の物語についての話であるが、それより後のことについては、書紀が無くては何もわからないことは勿論である。それから(1)(2)(3)は、それによつて事實が蔽はれてゐるから、明らかに、上代の思想を傳へるものとしては、書紀は古事記より劣つてゐる。しかし、古事記とても事實の記録としては信じ難いことが多いから、それは畢竟

程度の差異である。さうして支那思想の着色などは、今日の知識を以て観察すれば、すぐに剝ぎ去ることが出来るものであり、それを剝ぎ去れば、上代の思想は瑩然として光を放つ。また紀年の造作なども今人を欺くには足りないものである。だから知識の發達しない時代に於いては、書紀のかういふ點が人を誤らせたことはあるが、今日に於いては最早さういふ虞は無く、却つてこんな着色をしたり造作をしたりしたことが當時の思想の一つの現はれとして、我々に思想史上の好材料を供給してくれるのである。

更に一言して置く。古事記と書紀とを同列に置いて對照比較することは近代になつてからの普通の習慣で、記紀といふ連稱法もそこから生じたのであり、著者も亦た便宜上それを襲用したが、嚴密にいふと、これは妥當の態度では無い。上に述べたところからいふと、古事記は史料の一つ（即ち帝紀と舊辭との或る一本づつを其のまゝに編纂したものであり、書紀はそれと同一の價値のある他の史料（即ち帝紀と舊辭との種々の單本）をも併せ取り、特殊の思想

と意圖とを以てそれを撰擇取捨し、或はそれに變改潤色を加へ、さうしてそれを按排構成したものであるから、全體としてみると、此の二書は本來異なつた目的の下に編纂せられた性質のちがつたものである。たゞ書紀の、古事記と同じ時代の又た同じ事柄を記してある部分についていふと、其の材料は如何に違つてゐるにしても、畢竟一つの帝紀と舊辭とから出た種々の異本に過ぎないのであるから、其の内容が同性質のものであり、従つて此の點に於いての對照比較が可能であり必要であることは勿論である。いひかへると、書物の性質とか書き方とか組み立てとかを考へる場合の外は、成書となつてゐる古事記と書紀とを全體として對照するよりも、古事記の一々の記載と、それと同性質を有する書紀の種々の記載とを比較する方に意味があるのである。書紀の本文には、文章が漢譯せられてゐる上に前に述べたやうな造作が加へられてゐるため、史料たる帝紀と舊辭との姿がもとの形に於いては現はれてゐないが、それでも十分に古事記と比較對照することを得るものであり、特に

「書」として帝紀と舊辭との諸種の異本を、文章だけは漢文に翻譯しながら、其のまゝ載せてある部分は、大體古事記の内容と同性質同價值を有するものである。たゞ古事記の特殊の價值は、帝紀と舊辭とのそれ／＼の一本が比較的純な形で、即ち阿禮の誦んだ原本の面影が、一つの古事記にまゝとめられたといふことの外には、ひどく改められず、現はれてゐるところに存する。天武天皇の御企圖も元明天皇の御思召も、かういふ古事記の編纂を終局の目的とせられたのではなくして、川島皇子や紀清人等に命ぜられた修史の大事業にそれがあつたのであり、さうしてそれが最後に書紀の形によつて大成せられたのではあるが、其の事業の準備の一つとして行はれた阿禮の誦習と安萬侶の撰録とによつて出来た古事記が、全き形に於いて今日に遺つてゐるのは、此の點から見て大なる幸福である。(古事記には卷首に堂々たる序文がついてゐるため、それによつて此の書に特別の意味があるやうに考へるものもあらうが、これは安萬侶が自分の仕事の由来を書いたのであるから、それ自身が大なる

事業であるかの如く書きなされたに過ぎない。のみならず、其の書き方には當時の文人の通有である誇張と皇室に對する儀禮とが強く現はれてゐることを看取しなければならぬ。かういふ態度は續紀や萬葉などにも所々に見えることである。

なほ、これについて附言すべきことは、天武天皇が國粹主義とでもいふべき思想を有つてゐられたといふ臆測と、古事記の國語で書いてあることを結びつけて、そこに特殊の意味があるやうに考へ、漢文で書かれた書紀と國語の古事記とは此の點で對立すべきものだとする説のあるらしいことである。古事記が國語で書いてあるといふことは、古來傳へられてゐる帝紀と舊辭との文章を其のまゝ繼承したからだ、といふ上記の考説が誤つてゐないとするれば、さうして阿禮の誦習、安萬侶の撰録は天皇の企てられた修史事業のことでは無くして、其の一準備にすぎないとすれば、別に深い意味がある筈はない。(宣長の古事記を推重した理由は、それが國語で書かれてゐるためで

はあるが、もとは漢文の記録のみであつたのを新に國語で書いたといふ臆測によつて特に強められてゐる。しかし彼の此の臆測に何等の根據が無いことは前に述べた通りである。それから天武天皇を國粹主義者とするのも、どれだけの確かな理由があるか、甚だ覺束ない。律令制定の御志はある。祥瑞は喜ばれ年號は作られる。支那風の位階制度も益、潤色せられる。佛教は信仰せられる。其の皇子には詩を作る方もある。天皇が支那文化の學習に反對せられたらしい形跡はどこにも見られない。八色の姓を定められたといふやうなことは、歴史を有する國民に於いて全然舊習を破壊することの出來ない以上、さうしてカバネの稱呼が一般に行はれてゐる以上、當然なことであつて、決して支那の文化を學習する精神と矛盾することでは無い。支那の制度の模倣によつて形成せられた大寶令の新制にも神祇官があるでは無いか。支那の文化の採用に御熱心であつた天智天皇も常に神祇の祭祀を行はせられたことが國史に明記せられてゐるでは無いか。天智天皇が支那文

化の採用に非常に熱心であらせられたといふことから、其の御子と位を争はれた天武天皇を此の點に於いての反對主義者と考へるに至つては、全く無意味の話である。御兄弟の御位争が古今に例の多いことは、いふまでもないことでは無いか。だから、何の方面から見ても上記の臆説にさしたる理由があるとは思はれぬ。紀清人の修史も川島皇子のそれも、書紀となつて大成せられた事業の中のそれ／＼の過程をなすものであらうから、其れに用ゐられた文體も多分漢文であつたらうと推測せられるが、もしさうとすれば、かういふ論者のやうな考から見ると、同じ天武朝の企圖に矛盾した方針があることを語るものであり、従つて天武天皇の御考と古事記の文章との間に特殊の關係があるやうに觀察する見解が壞れる筈である。宣長も此の過を犯してゐる。なほ一步を進めていふならば、此の修史事業は必しも天皇の御考のみから出たことでは無く、其の時代の官府として是非とも計畫しなければならなかつたことであるから、古事記の序文に専ら天皇の御思召であるやうに書いてゐ

るのは、かゝる場合の慣例である文筆の上の儀禮が含まれてゐるに違ない。それは此の序文の書き方其のものからも明かに推測せられる。政府の事業が一々悉く宸衷から出たものとせられないのは明白のことであるから、是もまた其の一例と見るべきものであらう。さすれば上記の臆説には益、理由が無くなる。

● 本來かういふやうな考へ方は宣長などから系統を引いてゐるのであらうが、彼は當時世間を風靡してゐた儒者の支那崇拜に對する反抗心から、一種の自國尊崇心を開展して來た上に、一切のことは天皇の御こゝろから出るべきものであると考へる特殊の思想を懷いてゐたので、古事記をも其の眼で見たのであつた。だから彼は彼自身の信念を古人の上、古代の上に反映させて、そこに一つの幻影を作り、それを錯り認めて歴史的事實だと思つてゐたのである。彼が上代の書物はみな漢文であつたといふのも、天武天皇が特に國語を重んぜられたといふのも、また古事記が天皇の御ことばを其のまゝ傳へたも

のだといふのも、一つはかういふ信念から現はれたものである。當時の事實としては、宣長が考へてゐたほどに國語が閑却せられてゐたのでは無いと共に、また宣長自身の有つてゐるやうな支那文化の學習に對する反抗心があつたわけでは無い。一方では祝詞も作られ、歌も作られ、特に歌の流行はだんだん盛になつて來て人麻呂などが出るやうになつたでは無いか。しかしそれと同時に、何人が局に當つても、其の程度などに於いては人によつて多少の考のちがひもあり、又た時代によつて其の風潮の特に強い時と然らざる時が生じたではあらうが、大體からいふと支那文化の學習は是非ともしなければならなかつたのである。古事記の由來を考へるについても、よく其の時勢の真相を觀破して國學者の作り出した幻影に惑はされないことが必要である。宣長が古事記を尊重したことは至極結構であり、其の古事記傳が大なる業績であり不朽の名著であることも勿論であるが、彼の古事記に對する上記の考は僻説であつて、さういふ考へ方では序文の解釋すらできないのである。宣

長のやうに見なくとも古事記の價値は十分にあり又た宣長の此の考は誤つてゐても、それがために古事記傳の價値が損せられるわけでは決して無い。

更にいつて置くが、記紀を單純に比較して一般的の優劣論をしたり、又た其の所説の何れが正しいとか正しくないとかいつたりするのは全く無意味なことである。屢、説いた如く古事記にも書紀にもそれ／＼特色があつて、それがそれ／＼異なつた意味に於いて我々に役だつのである。書紀は官撰のものであるから、それに従はねばならぬとか、古事記は國語で書いてあるから、又は天武天皇の特別の御思召から出たものであるから、正説としなければならぬとか、いふ徳川時代の學者たちの考は、今日の學術的眼孔から見れば何の價値も無い話である。

さて、こゝに述べた古事記と書紀との比較は、實は本文の研究を進めるに従つておのづからわかつてゆくもの、若しくは本文の研究をすまして後に明かになるものであるから、今こゝてそれを述べるのは、少しく順序を誤まつてゐるやうであるが、前以て一と通りの概念を得て置く方が便利であるから、これだけの説明を試みて置くのである。さうして、此の大體の觀察と一々の本文の研究の結果とが符合するかどうかは、後に至つて知られるであらう。

### 五 記紀の記事の時代的差異

前節は記紀の由來と其の大體の性質とを述べたのであるが、愈々本文に入るに先だつて、今少し二書に採録せられた所謂帝紀の辭を觀察して置かうと思ふ。さうしてそれはおのづから、此の書の研究の範圍と方法とを定める所以ともなるのである。

先づ舊辭として考ふべきものを見ると、古事記の方では、神武天皇以後に於いて、仲哀天皇及び神功皇后以前と應神天皇以後とが頗る其の趣を異にしてゐる。仲哀天皇より前の物語は、神武天皇東征は勿論、ヤマトタケルの命のクマツヤ東方の話にせよ、また新羅遠征にせよ、其の物語の語りぶりは、天皇や皇族の御行動を叙するのであつて、興味を中心もまたそこにあるのであるが、其の事がらは、天下の形勢に關係がある。崇神朝の神を祭られた話にも、政治的意味が含まれてゐる。ところが、應神天皇以後のは、或は戀愛譚、或は皇族間の

種々の人事關係、或は遊獵の物語等であつて、政治的意味は全く無く、さうして政治的もしくは公的意義のある記載は、百濟照古王の貢獻、應神天皇の卷、池溝の開鑿、仁德天皇の卷、藏官の任命、履仲天皇の卷、新羅王の貢獻、姓氏の規定、允恭天皇の卷、吳人の來朝、雄略天皇の卷、など僅々五六項に過ぎず、又たそれは物語とはなつてゐない簡單な記事であつて、幾多の興味ある物語の系列の中に調子はづれに挿入せられてゐるのであり、又たこれは、租税制度の設置が崇神天皇の卷に見え、池を掘り屯家を定めたことが垂仁天皇や仲哀天皇の卷にあるのと同じことである。書紀の方でも、物語に於いては、ほぼ同様であるが、たゞ書紀には全體を通じて政治的、公的意味を有する記載、それが歴史的事實であるかどうかは別問題であるが、を其の間の所々に配置してあり、又たすべてが年代記風、記録風になつてゐるから、注意しないで見ると、此の區別がぼかされて目に映ずる。

次には、此等の物語の語りぶりが、やはり同じころを境として大體區別せら

れる。古事記の仲哀天皇以前のは概して説話的色彩が強く、全體の調子が事實を語るといふ風では無く、又た事實らしからぬ不合理のことが多く加味せられてゐる。ヤタガラスやツチグモのことは勿論であるが、例のミソの神、又はホムチワケの命の物語は、全體が説話的であり、ヤマトタケルの命や神功皇后の遠征の物語にも、それに類似したことが多い。けれども、應神天皇以後のには、遠い昔のこととして此の天皇の卷に記してあるアメノヒボコ及びそれに関係したハルヤマノカスミヲトコ、アキヤマノシタビヲトコの話、また雄略天皇の卷にあるヒトコトヌシの神の話などの外には、さういふことが無い。それらの多くの話が歴史的事實であるか無いかは別問題として、話其のものに不合理な分子や説話的色彩は少い。書紀に於いてもほぼ同様である。なほ、叛逆者などを稱してツチグモといふのも、宗教的思想の發現たる、荒ぶる神を和平するといふやうな話も、應神天皇以後には見えないことである。○それから古事記に於いて帝紀と考ふべきものを見ると、第一に歴代の天皇

の御名の書き方が、やはり應神天皇ごろから變つてゐる。カムヤマトイハレヒコの命(神武天皇)、カムヌナカハミミの命(綏靖天皇)の如く、カミといふ尊稱を冠し、又た此の後の方の例やシキツヒコタマデミの命(安寧天皇)の如く、ミミ又はミといふ(神代史の神々に例のある)尊稱のついてゐるもの、オホヤマトヒコズキトモの命(懿德天皇)、オホヤマトタラシヒコクニオシビトの命(孝安天皇)の如く、オホヤマトの語を冠したものの、オホタラシヒコオシロワケの天皇(景行天皇)、ワカタラシヒコの天皇(成務天皇)、タラシナカツヒコの天皇(仲哀天皇)の如く、御名そのものが美稱であるもの、上に挙げたシキツヒコタマデミの命の如く地名を冠してあつてもそれに美稱が聯ねてあるもの等、仲哀天皇以前のは、すべてが堂々としてゐて、美稱尊稱が幾つも重ねられ、威嚴がある。さうしてこれらは恰も、アマツヒタカヒコホノニギの命、アマツヒタカヒコホホデミの命などといふ神々の御名と、大差の無いものである。然るに、ホムダワケの命(應神天皇)、オホサザキの命(仁德天皇)、イザホワケの命(履仲天皇)になると、さういふ

美稱尊稱は、無くなつてゐる。但し後のヒロクニオシタケカナヒの命(安閑天皇、タケウヲヒロクニオシタテの命(宣化天皇、アメクニオシハルキヒロニハの天皇(欽明天皇)の時代以後には、却つて特殊の尊稱が史上に現はれるが、これは一つは國家組織の漸次整頓するに伴つて、また一つはだんく輸入せられる支那思想に刺戟せられて、朝廷の尊嚴が加はつて來たことを示すものであつて、天皇としての尊稱は斯ういふ風でありながら、皇子としての御稱號は、例へばトヨミケカシギヤヒメの命(推古天皇)のヌカタベ、オキナガタラシヒヒロスカの命(舒明天皇)のタムラの如く、別にあつたのであるが、仲哀天皇以前には、さういふ御名前が見えない。さうして、欽明天皇前後の時代になつて斯ういふ尊稱を上る風習の生じてゐることは、仲哀天皇以前の帝紀の記述せられた時代を知る上に於いて一つの重要な暗示を與へるものであらう。(序にいふ。古事記には、神武天皇の卷以後、皇子は一般に命と書いてあるが、開化天皇の卷に王としてある場合が一つあり、垂仁天皇の卷からは漸次其の例が多くなり

仁徳天皇の卷以後は、天皇もしくは皇后で無ければ命とせず、其の他は凡て王と書くことになつてゐる。これには何か意味があるかどうか、臆測は加へられないでもないが、それは後に至つておのづから暗示せられるであらう。書紀の方では、垂仁紀以前に皇子を尊または命とかき、景行紀以後は、ヤマトタケルの尊などは例外として、一般には皇子と書いてあるやうであるが、此の區別は、それがもし書紀の編者のしわざであるとすれば、深く考へるには及ばぬところかも知れぬ。また古事記には、景行成務仲哀の三朝と、つと後の欽明崇峻二朝との卷に限つて、其の天皇を某の命とせず、天皇と書いてあるが、これには別に意味は無からう。寧ろ傳寫の際に生じた誤かと考へられる。御系譜のところには何れも命としてある。なほ應神天皇が父の天皇の崩後に生まれられたといふ話があつて、皇位の御繼承につき前後に例の無い特異の事情が語られてゐるのは、御系譜の上に於いて仲哀天皇以前と應神天皇以後との間に何等かの區劃のあることを暗示するものでは無からうか。いひかへる

と帝紀の記述者が此の兩方を一樣に見なし難く考へたところから此の説話が作られたのではあるまいか。やゝ詮索に過ぎてゐるかも知らぬが、かういふことが感ぜられなくも無い。

次に皇族また臣下の名も、古いところは趣が異ふ。例へばニギハヤビ、ウマシマデ、オホキビツヒコ、ワカヒコ、タケケビツヒコ、タケハニヤスヒコ、トヨキイリヒコ、クシミカタなどの如く、ニギ、ウマシ、オホ、ワカ、タケ、トヨ、クシなど、神代の神々と同じやうな美稱を冠したもの(特にニギハヤビなどはミカハヤビ、ヒハヤビと同じやうな名である)、ヒコサメマ、ヒコイナコシワケの如く、ヒコといふ語を冠してあるもの、クハシヒメ、ウツシコヲの如く、名そのものが美稱もしくは尊稱であるもの、サホヒコ、サホヒメ、ハニヤスヒコ、ハニヤスヒメの如く、地名(特にヤマトヒコ、ヤマトヒメ、キビツヒコ、タヂマモリなどの場合は、広い地名に)ヒコ又はヒメといふ語を加へて、其のまゝ名として用ゐられてゐるもの、また此のサホヒコ、サホヒメや、ヤサカイリヒコ、ヤサカイリヒメなどの如く、兄弟

姉妹親子が、ヒコ、ヒメといふ性を示す語によつて區別せられるのみで、同じ名であり、或はそれがオホヒコ、スクナヒコ、オホマタ、コマタの如く、對稱的連稱的になつてゐるもの、などが甚だ多く、大體からいふと、神代史の神々の名と同じ方法によつてできてゐる(神代史の研究参照)。が、斯ういふことは、應神天皇以後の卷々になると、あまり見えない。さうして應神天皇のころから後に屢、現はれ、一般に上代の慣例であつたらしく思はれる動物の名をとつたもの、例へばネトリ、メドリ、ハヤブサ、ツクシビ、ワニのやうなのは仲哀天皇以前には殆ど見えてゐない(たと開化天皇の妃の一人にワシヒメといふのがあり、垂仁天皇の卷にはオホタカといふのが見えてゐるが、書紀には兩方とも無い)。地名を冠して呼ぶことは後にもあるが、それはウヂのワキイラツコ、スミノエのナカツミコ、ヤタのワキイラツメといふやうに、其の人の住所を示すためであることが明かであつて、地名其のものが名になつてゐるのでは無く、またそれには甚しく広い地名は冠せられてゐない。一般臣下に於いても、後には地名が氏

の名にはなびてゐるが、人の名としては用ゐられないのが通例である(後章参照)。勿論これらのことは、仲哀天皇の巻と應神天皇の巻とで、割然とした區別がつけられるとはいひ難いかも知らぬが、大體此の邊が變りめになつてゐる。多少の混雜は後人の手が加はつたために生じたものであらう。さうしてこれらのことは、書紀に於いてもほゞ同様である。

さて上記の事實は、其の理由が何處にあるにせよ、記紀の記載が概していふと、ほゞ仲哀天皇と應神天皇との間あたりに於いて一界線を有することを示すものである。(古事記に見える歴代天皇の御年齢に就いて、應神天皇の一百三十歳、雄略天皇の一百二十四歳などいふ記事もあつて、それは、景行天皇、成務天皇、又はそれより前の御歴代のと、同様に見られるものであるが、かういふ他の記載と聯絡の無い、遊離性を帯びてゐる記事は、深く顧慮するを要しないものである。)さうして應神天皇の朝に文字が傳へられ、従つて記録の術も幼稚ながもせる(行はれ初めた)と想像せらるべき理由があるとすれば、此の

事實もまた故なきことでは無からう。なほ今一つ是に關聯して述べて置くべきことは、年代のほゞ推知し得られるのは、應神天皇以後である、といふことである。御歴代の紀年については既に諸家の説があるが、其れらの考へ方には必しも肯ひ難き點があり、又た細節に至つては其れらの説の確實なるを保證し難いところがあるに拘はらず、應神天皇の朝が四世紀の後半にあるといふことは、支那及び百濟の史籍の上から考察すると、何人も承認してゐる如く動かすべからざる事實であらう(第一章參照)。しかし、仲哀天皇以前の御歴代については、全く其の時代を知ることが出來ないといふより外は無からうと思ふ。書紀の紀年の價值は今さらいふまでも無く、記紀に列擧してある上代の天皇の實算も、二書の記載が全く一致してゐないこと、其の記載の内容、また數字が精密に記載せられてゐるといふ其のことから見て、初から考察の外に置くべきものであることは、勿論であらう。それから、仲哀天皇、成務天皇及び崇神天皇の崩御の年として古事記の分註に記してある干支及び月日も、支那

の紀年の法及び暦の知識の無かつた時代のこととして、信じ難いものである。三世紀に於いては、三百年近くも支那と交通してゐたツクシ人ですら、暦の知識を有つてゐなかつたことが、魏志に明記せられてゐて、それを疑ふべき理由は無い(古事記の此の註記は應神天皇以後に於いても書紀の記載とは殆ど皆な一致してゐない)。だから此の點に於いても、記紀の記載そのものからいふのでは無いが、應神天皇以後と仲哀天皇以前とは趣を異にしてゐる。

斯ういふ事情であるから、此の研究に於いては主なる問題を仲哀天皇以前に限らうと思ふ。さうして、其の最後の仲哀天皇(及び神功皇后)に關する物語は、御系譜などの上に於いては比較的確實らしく思はれる應神天皇以後の記載と密接の交渉があるのと、新羅征討といふ外國關係のことが其の主題となつてゐて、支那百濟の史籍から得た知識で批判を助けることが出来る便宜があるのとのため、先づそれから手をつけ、次第に逆行して上代の物語に進まうと思ふ。

新羅征討

そこで最初に問題となるのは神功皇后新羅征討の物語であるが、これについて先づ一言して置くべきは、古事記にはそれが仲哀天皇の卷に載せてあるのに、書紀では神功紀が別に立て、あるため、そこに記されてゐることである。神功紀を立てることに如何なる意味があつたかは別問題として、新羅征討は仲哀天皇の時から引つゞきとして、又た應神天皇生誕前に於ける皇后の事業として語られてゐるのであるから、實際の上からは古事記のやうにするのが便宜である。たゞ支那式皇位繼承論からいふと、仲哀天皇崩後の物語になつてゐるために、應神天皇にかけてそれを記するのが正當かも知れず、此の天皇に胎中天皇といふ稱呼のあるのも(繼體紀六年および二三年の條參照)畢竟同じ思想から來てゐるらしい。少くとも御歴代についていふ以上、それは應神朝の話とすべきであらう。が、古事記には勿論、書紀とても此の物語は應神天皇の卷には記して無いので、それは舊辭の述作者が後世の大日本史に見えるやうな理論に拘泥しなかつたためであり、古事記はそれを其のまゝにとり、書

紀の編者も亦た一方ではそれを踏襲しつゝ、他方では別の理由から神功紀を立て、そこに之を移したのである。(胎中天皇といふやうな觀念と神功紀を立てる考とは一致してゐないから、これは別の時期に別人の頭に生じた二つの思想であり、後者は書紀の編者の創案であらう。それは或は史記の呂后本紀などを摸したのかも知れぬ。)しかし、かういふことは目下の問題には關係が無いから、著者は物語そのものゝ性質から見、舊辭の原形またそれを承けつゝ、ただ古事記の如く、それをこゝで取扱ふのである。しかし、歴史的事實としての時代を考へるやうな場合には、前に述べた如き理由によつて、應神朝を目標とする外は無いから、下文にも其の意味で筆をとるであらう。いひあらはし方が混雜するやうであるから、豫め一言を費して置く。

## 第一章 新羅征討の物語

### 一 物語の批判

神功皇后の新羅征討の物語は、古事記でも書紀でも大體は一致してゐる。此の物語の主なる要素は、古事記によると、(1)新羅征討の起源がクマツ征伐の計畫せられてゐる際であつたこと、それが神の教であること、(2)新羅が金銀珍寶の國とせられ、征討の動機をこゝに置いてあること、(3)新羅の國のあるといふことが人に知られてゐなかつたこと、(4)仲哀天皇は高いところに登つて西の方を見ても、海ばかりで國は無いから、神の教は信じ難い、と仰せられたとある。(4)皇后の親征(明かには書いてないが、新羅の都城まで進軍せられたやうに見える、といふのは、其の御杖を新羅の國主の門につきたて給ひきとあるからである)新羅王が降服して長く調貢を怠らないと誓つたこと、其の國を御馬飼と

定められたといふこと、(5)新羅と同時に百済も歸服したこと、などでありなほ、(6)宗教的精神が全體の物語を貫通してゐて、神の教、神の祭、神の祭で始終してゐる。スミノエの神の荒魂を新羅の國の國守る神として祭り鎮めたといふ話さへもある。それから、(7)物語の語り振りに於いて、海の魚が船を負うて渡つたとか、波が新羅の國の半分まで押しあがつたとかいふやうに、説話的色彩の強いことはいふまでもない。石を裳の腰にはさんで出産期を延ばさせられた、といふやうな話も附加せられてゐるが、これは寧ろ(6)に關聯して考ふべきものであらう。

書紀の方では、前に挙げた(1)の意味が一層強くせられてゐて、新羅が服屬すればクマツも自然に平定する、といふ神の教になつてゐ、従つて神教を信ぜられなかつた仲哀天皇は、強いてクマツを征伐せられたことになつてゐる。言ひかへると、根本問題は新羅よりも寧ろクマツにあるやうになつてゐるのである。それから、天皇崩御の後、新羅遠征の前に、皇后も軍を遣はしてクマツを

撃たせ、又た親らノトリタの村のクマツを平げ、ヤマトの縣のツチグモてあるタブラツヒメを誅伐せられ、さうして一旦カシヒの宮に還られたことになつてゐる。次に、(3)についても、外征の軍を出すことに決めてから、また人を海上に出して、西の方に國があるかどうかを看せさせられた、といふ記事がある。それから、(4)の親征の場合に於いて、新羅王の降伏は、皇后がまだ舟にゐられて上陸もせられない前のこととしてあるが、其の後、上陸して都城へ進まれたらしく見える(降服の記事には阿利那禮河云々の誓詞が載つてゐる)。また新羅王の門に立てられたのは杖で無くして矛である。なほ新羅王波沙寐錦の名が出てゐる上に、其の臣、微叱己知波珍干岐が質となつて來たことがある。(5)に關しては、百濟高麗の二國王がみづから我が軍の營外に來て降伏した、としてある。なほ分註として引いてある、「一書」の説には、新羅王の名を宇流助富利智干とし、又た別の「一書」には、新羅王を捕虜にして海邊で斬殺したので、其の妻が新羅の宰として留まつてゐた邦人を殺した、といふ復讐譚があり、それが爲

に、天皇が震怒あらせられて、新羅の討滅を企てられ、軍船が海を蔽うて進んだので、新羅人がかの王の妻を殺して謝罪した、といふ話が附け加へてある。其の他は大體に於いて、古事記と大なる違はないが、一體に漢文流の文飾が多く、支那の史籍の成語を其のまゝ取つてゐるところのあることは、いふまでもあるまい。新羅討ち入りの記事に、封重寶府庫、收圖籍文書とあるなどは、其の最も甚しいものである。

そこで、先づ(1)について考へて見るが、古事記では、新羅征討の問題がクマソの征伐の計畫の際に起つたといふのみで、書紀のやうにクマソの平定其のことと關係があるやうには、明記せられてゐない。ところが書紀でも、新羅が降附した後になつて、若しくは其の結果として、クマソの降服したやうな話はまるで無いから、そこが甚だ變である。つまり最初の問題の結末がついてゐない。根本の問題が解決せられずに消えてしまつてゐる。のみならず却つて、皇后が外征の前にわざ／＼クマソ征討軍を遣はされたやうになつてゐるのは、一

層をかしい。新羅が降服すればクマソも自然に平ぐ、といふ神教と此の話とは齟齬してゐる。神教を奉じて外征の役を起されるならば、其の前にクマソ征討軍を出されるのは、神教に背くものである。なほ(3)について、海外に國があるといふ明白な神教があるに拘はらず、またそれを奉じて外征の事を決せられたに拘はらず、海の外に國があるかどうかを看せさせられたといふのも、之と同様に奇怪な話である。神教が基礎になつてゐる此の物語、特に神教を信ぜられなかつたために仲哀天皇が崩御あらせられた、といふ話のある此の物語としては、皇后の此等の態度は、其の根本の思想に矛盾することである。だから、此の二ヶ條は後人の附け加へたもので、物語の原形には無かつたのであらう。古事記は此等の點に於いて筋が徹つてゐるが、たゞクマソ征討が有耶無耶に消えてしまつてゐることは書紀と同じであるので、此の點になほ疑問がある。歴史的事實の記載としてはこれは甚だ怪しむべきことでは無いか。たゞ書紀よりは古事記の方が原形に近いことだけは明かであらう。な

ほ書紀の説に於いて、皇后此の時はカシヒの宮にゐられたらしいが征討させられたとしてあるクマツは、遣吉備臣祖鴨別、令擊熊襲國、未經浹辰、而自服焉とあつて、甚だ手輕に降服したやうでもあり、又たミカサ(筑前御笠郡)ヤス(筑前夜須郡)ヤマト(筑後山門郡)地方を親征せられたといふ記事が其の次にあるため、此のクマツは普通にクマツとして知られてゐる今の日向大隅方面のものでは無く、筑前筑後地方のものだらう、といふ説もあるが、文面の上からさう見なければならぬ理由は少しも無く、ミカサヤスヤマト地方の親征に對し、これには特にキビの臣を派遣せられたやうに書いてある點から見ても、やはり遠方のこととして、此の物語の記者は、考へてゐたに違ない。のみならず、記紀の全體を通じて、クマツが二つの地方にあつたやうに解せられる記事は、一つも無い。だから、これは取るに足らぬ説である。未經浹辰云々は、文字のために文字を弄した漢文流の文飾か、但しは原の物語に無い話を挿入したために生じた混雜である。さて、此のクマツの話が後人の添加したものであるとすれば、

ミカサヤスヤマトの親征も亦た、物語の原形には無かつたものらしく察せられる。何を措いても外征しなければならぬ、といふのが神教を基礎とした物語の精神だからである。

次には(2)の新羅が寶の國であるといふ話である。古事記には、神託の條に「金銀をはじめて目のかゞやく種々の珍寶、其の國にさはある」とあり、書紀には「寶國」とも、眼炎之金銀彩色、多在其國」ともあり、また降伏の條には、書紀に「寶金銀彩色及綾羅縑絹、載于八十艘船、令從官軍」と見える。ところが、外國は大抵の場合に金銀の國寶の國として書紀には寫されてゐるので、新羅に限つてのことでも無く、また此の物語のみのことでも無い。例へば、神代紀の上卷に引いてある「一書」には、韓郷之島、是有金銀とあり、顯宗紀元年の條には、金銀蕃國とあり、繼體紀六年の條には、海表金銀之國、高麗百濟新羅任那と見える。神功紀五年の條に、百濟國……玩好珍物、先所未有とあり、繼體紀七年の條に、伴跋國……獻珍寶とあるのも、茲に附記してよからう。欽明紀二三年の條に、オホト、モノ

サテヒコが高麗王宮に攻め込んだ時のことを記して「盡得珍寶貨賂」といつてゐるのは、特殊の事變の場合ではあるが、着眼點の珍寶にあることを注意するがよい（この高麗王宮の話については後に批評を加へよう）。一體、海外を金銀珍寶の國とするのは、樂浪帶方に交通して支那の工藝品を輸入してゐたツクシ人以來の考ではあらうが、ヤマトの朝廷の外國觀が、それから直接に繼承せられたかどうかは、疑はしい。樂浪帶方の覆滅とそれに伴ふ半島の變動とはツクシ舟の帶方方面に對する渡航を一時斷絶させたらうと思はれ、さうして百濟とヤマト朝廷との交渉は、帶方とツクシ人との長い間の交通が歴史的由來をなし、實際またさういふことの記憶によつて誘發せられたであらうが、全く新に起されたものである。さて其の百濟は、帶方の故地を領有して、其の地の支那人を臣民とし、また或る點まで其の文化を繼承したらうと想像せられるから、ヤマト人の目に映じた百濟は、早くから珍寶の國であつたかも知れないが、新羅が初からそれと同様に見なされてゐたかどうかは、問題である。

が、新羅の状態は時代によつて違ふから、これは新羅の初めて我が國に交渉を生じたのは何時であるか、といふ問題から解決してかゝらねばならぬ。しかし、これは便宜上後に述べることにする。

それから(3)の問題であるが、海外に國のあることが知られなかつた、といふ話は、勿論、事實で無い。外征の役を起すに當つて、其の相手の國の有る無しがわかつてゐない、といふやうなことがあるべき筈が無い。又た、既に總論の第二節に述べた如く、ツクシ人は少くとも前一世紀の末から四世紀の初まで三百餘年間、樂浪もしくは帶方と交通し、加羅方面の事情にも通じてゐたのであつて、それは既にツクシ方面を國家組織の中に編み込んだ以上、ヤマトの朝廷にも知られてゐた筈である。だから、これは言ふまでも無く、作つた話である。それから、高いところへ登つて見ても海ばかりだとか、雲のやうなものが見えるからあれが國だらうとかいふのは、景行紀に、天皇がサハから南の方に煙の立つのを見させられ、賊があるだらうといふので、臣下をトヨ國の方面に派遣

せられた、といふのと同様、事物を具體的に叙述するを要する説話としての形式である。常陸風土記の行方郡のところにも同じことが見えてゐる。(神代史には、スサノヲの命がヒの川に箸の流れて来るのを見て、上流に人が住んでゐるだらうと仰せられたといふ話があり、姓氏録第五卷佐伯直の條にも、似たやうなことが見える。劉阮二子が天台に入ったといふ支那の話にも、同じことがある。雲や煙の立つのを見て國があり人の住所があることを知るといふのと同じ思想である。)なほ書紀の方でいふと、此の話は其の記載、其の全體の結構と一致しないやうにも見える。垂仁天皇の朝に既に加羅と交渉があつたやうになつてゐるのであるから、韓半島の知識は其の時から有つたこととしなければならず、また、スサノヲの命が新羅に往復せられた、といふ話もあつて、それとこれとは明かに矛盾してゐるからである。が、これは後にいふやうに、垂仁紀や神代紀の此等の説話が後代に作り足されたからのことであつて、仲哀天皇神功皇后の物語は、それとは關係なしに、それより前から存在した

のである。古事記の此の物語に於いて、ウハツツノヲ、ナカツツノヲ、ソコツツノヲの三神が、此の時初めて名を顯はされたやうに記されながら、古事記及び書紀の「一書」のイサナギの神のみそぎの段に既にそれが見えるのも、多分これと同様の關係であらう。(此の三神の名のことは古事記の分註に説いてあるので、後人の添加では無いかといふ疑もあるが、此の書の分註の一般の例から推して、さう見ることはむづかしからう。書紀の神功紀の本文及び其の分註にしてある一書の説にも託宣した神に此の三神があることになつてゐる、本文の方にはそれがヒムカのタチバナの小門の水底にゐるやうに書いてあるが、これは上記のみそぎの段の話が出来た後に書かれたものであらう。)次には(4)の皇后の親征であるが、第一に注意すべきは、此の話に地理がまるで無いことである。何處まで舟で行つて、何處から上陸せられたか、それから何の道をどう進軍せられたか、それが話の上に少しも現はれてゐない。事實譚としては、これは甚だ奇怪なことである。たゞ記紀の文面から漠然想像を

すると、國都附近まで舟で押しよせられたやうにも見えるが、もしさうだとすると、新羅の都城は今の慶州であるから、其の東海岸例へば今の梁浦、牟浦などの方面か迎日灣かに、舟をよせられたといふのであらう。蔚山灣では餘り遠いがさういふ解釋も出来るかも知れぬ。ところが東海岸は一帯の長汀で、大軍を上陸させるやうな舟つきでは無く、またそこから都城へゆくには山を越さねばならぬ。實際の遠征軍ならば、そんなところに舟をつける筈が無い。次に迎日灣も風波の荒いところで、是れまた上陸地點にはならぬ。其の上、島かけや小さい半島の間を縫つてゆく昔の樂浪帶方がよひの穩かな航路とは違つて、韓半島の東南角を迂回して新羅の東方へ出るのは、可なり困難な航路であり、さうして、前にはすぐ敵を控へて後には何の足だまりも無い、といふこんな進軍路は出来るだけ避けねばならぬことは、いふまでも無い。蔚山灣は上陸地としては或は可能かも知れぬ。が、これについては別に考ふべきことがあ

それは外でも無い。歴史的事實の明かにわかる時代の新羅に對する進軍、路、もしくは我が軍と新羅との衝突地が、何時でも今の梁山、神功紀の草羅、雄略紀の匪羅、三國史記の秋良方面であつたことである。慶州の東海岸や迎日灣は勿論、蔚山灣から兵を進めたことすら無い(朝鮮歴史地理第一卷第八新羅征討地理考参照)。勿論これは、加羅に根據が出来てゐた時の話であるが、全體、新羅遠征といふやうなことが若し行はれたとすれば、それは半島に何の根據も無く、或は何の因縁も無くして、企てられた筈は無いのであり、さうして加羅は地理上、我が國と最も近いところであるのみならず、三百餘年も樂浪帶方がよひのツクシ舟の停泊地として、我が國民とは密接の交渉があつたのであり、また歴史的事實の明白に知られる時代となつてからの新羅との衝突は皆な加羅に置かれた任那日本府の勢力の維持の爲であるから、もし此の物語のやうな新羅遠征が、歴史的の事件として見るべきものであるならば、加羅はそれに何等かの關係があつた筈である(然るに此の物語に加羅の名の全く現はれない

のは甚だ奇怪なことである。要するに、此の物語の進軍路が前に想像したやうなものであるならば、それは事實としてあるべからざることである。

それから此の物語によると、我が軍は新羅の都城まで押しよせたやうに見えるが、これについては歴史的事實の明かにわかる時代に於いては、我が軍が幾度も新羅と戦ひながら、都城まで進んでいつたことがあるらしい形迹は一度も無い、といふことを考へねばならぬ。高句麗の廣開土王の碑の新羅の形勢を叙してゐるところに「倭人滿國境潰破城池」とあるから、可なり優勢な我が軍が新羅の國內に攻め込んでゐたらしい事例はあるが、此の場合とても國都まで入つてゐたかどうかは、此の文面ではわからぬ。たゞ三國史記(卷四五昔于老傳)に、曾て倭國の使臣葛那古が來聘した時、于老が倭王について無禮の言を放つたので、倭將于道朱君といふものが兵を率ゐて來り討ち、于老を焚殺した。其の後、倭國の大臣が來聘した時、故の于老の妻がそれを給いて焚殺し、前年の怨を報じた、倭人大に忿つてまた來つて金城を攻めた、といふ話がある。此

の話は、前に述べた書紀に引いてある「一書」の説とよく似てゐて、たゞそれには新羅王とあるのがこれには舒弗那(即ち伊伐食、新羅の爵位の最高位)たる于老となつてゐる點が違ふ。全く史料を異にしてゐるらしくも見える。二書の記載が、これ程に類似してゐる上に、三國史記の于道朱君も葛那古も日本人の名として聞こえるやうであるから、此の話には何等かの事實の基礎があるやうにも推測せられる。さうしてそれに倭人が金城を攻めたといふ話があるとするれば、少くとも或る場合に、日本軍が都城もしくは其の附近まで進んだことはあつたかと思はれぬ。三國史記に此の事件を沾解尼師今及び味鄒尼師今の時としてあることは、勿論問題外として。又た次に述べるやうに、新羅が一時我が國に屈服したことは事實らしいから、此の點から見ても、或る場合に都城附近まで日本軍に攻め込まれたことが無かつたとはいはれぬ。さすれば、歴史的事實の明かにわかる時代にさういふことの無かつたのは、後にいふやうに半島の形勢の變化から、我が國の勢力の衰へたゝめかも知れぬ。

しかしもとより確實にさうと推斷するほどの徵證は無く、三國史記の昔子老傳の記事も其の内容があまりに説話的色彩の濃厚なものであることを思ふと、果して古くからの所傳であるかどうか疑はしく、それに類似してゐる書紀の「一書」の説の如きは、後に述べようと思ふ韓地に關する記紀の記載全體の性質から推測すると、やはり昔から我が國に傳はつてゐた話では無く、ずつと後世に新羅人から聞いた事を記したものでらしいから、それを我が國の古い史料から出たものとして考へるわけにはゆかぬ（附録百濟に關する日本書紀の記載參照）。が、よし都城で進軍したことがあるにせよ、それは加羅を根據として、草羅から陸路東北に向つたのであらう。（三國史記には屢、我が軍が金城に入つたやうに書いてあるが、これは信じ難い。附録、新羅本紀について參照。）また此の物語に於いて、新羅を御馬飼と定められたといふのは、其の國を卑んだ名であつて、雄略紀八年の條に、高麗軍が新羅に駐屯して新羅人を典馬（子麻柯毗）としたとあるのが日本人の思想で構造したものであると同様、これも

亦た事實として考ふべきことでは無い。馬かひ牛かひが賤者の仕事として考へられてゐたことは、古事記の安康天皇の卷の末にも見えてゐる。それから、古事記に杖を國王の門に衝き立てられたとあるのも、もとより説話に過ぎず、書紀がそれを矛に改めた上、「其矛今猶樹于新羅王之門也」と附言してゐるのは、説話としての發展した形であつて、一層事實らしく無い。新羅からいへば、耻辱の記念を何時までも王城の前に残して置く筈は無いのである。後にいふやうに、新羅は決して我が國に心服してゐたのでは無いから、猶さらのことである。（此の杖または矛をつきさすといふことは古事記の神代の卷にアメノトリフネタケミカヅチの二神が出雲のイナサの小濱に降り、劍を浪の穂にさしたてゝオホクニヌシの神に服従を迫つた、といふのと同じ思想である。）なほこゝの話に於いて書紀が支那思想で潤色を加へてゐることは既に述べた通りであるが、日本には聖王があると聞くから、其の軍には歸服しなければならぬと新羅王がいつたといふのも、其の一例であつて、これは垂仁紀の元年

と三年との條の分註に見える一書のツヌガアラシトとアメノヒボコとの物語にも同じことがある。

次には新羅王が降伏して永久に朝貢するといふ誓をした、といふことであるが新羅が我が國に威壓せられたことが事實であるとすれば、何等かの形式に於いて其の服従の意志を表示したであらうから貢物を上るといふやうなこともあつたであらう。しかし此の物語が遠征の動機とせられて置いた珍寶の話と照應するものであるならば、其の意味は上文に提出して置いた珍寶問題の解釋せられてからで無くてはわかりかねる。また書紀には新羅入貢の記事がこれから後も時々現はれてゐて、任那府滅亡の後も同様であり、古事記の允恭天皇の卷にも、調貢使金波鎮漢紀武の名さへ見えてゐるが、それらが後に述べるやうに、一々事實を記したものでは無いかを考へねばならぬ。

また書紀には新羅王の誓詞に阿利那禮河の名が出てゐる。阿利那禮の那禮は一時百濟の都であつた熊津(今の忠清道公州)の土言として雄略紀に見え

る久麻那利の那利と同じで河水の義であるらしい。(熊津城は三國史記百濟本紀の威徳王元年の條には熊川城とも書いてある。また東城王一三年の條には熊川の水が溢れて王都の二百餘家を漂没したとある。熊川は今の錦江である。繼體紀にも熊川の名があつて、昔からクマナレと訓んでゐるが、是は今慶尙南道の熊川らしい。)さすれば、阿利那禮は阿利河であらうが、それは何の河を指したものであらうか。廣開土王碑には今の京城附近の漢江のことを阿利水と書いてあるが、もし書紀の阿利那禮がやはり漢江だとすると、此の地方が新羅の領土に入つたのは眞興王の時、我が國では欽明天皇の御宇であるから、(假に物語を事實として見れば)それよりもずっと前に、新羅王がこんな外國の河水を云々する筈はない。しかし誓詞に上るほどであるとすれば大河で無くてはなるまい。特に日が西から出、河の石が昇つて星辰となるといふのと並んで河の水が逆に流れるといふのであるから、よほど大きい河と見なければならぬ。さうして新羅の領土でさういふ河は洛東江より外に無

い阿利といふ語の意義は著者にはわからぬが、かう考へる外は無い。が、さうすると日本人が洛東江を知つてゐたとしなければならぬ。新羅王が日本人に對して誓ふのであるから、日本人も新羅人も熟知してゐる河で無くてはならぬからである。もう一步進んでいふならば、此の河を目前に見ての誓であるとは東海から直に都城に攻め込んだといふ此の物語の中心思想と背反するものである。だからこれは、物語としても後人の添加であつて、原の形には無かつたものであらう。さうして斯ういふ後人の添加が事實の記録と見られないことは勿論である。或は又た阿利水は漢江のことであるが、日本人はただそれを漠然半島の大河の名として聞知してゐたので、それをこゝに適用したのかも知れぬ。廣開土王碑によれば日本人は漢江で高句麗軍と戦つてゐるが、これはそんな古いことでは無からう。もしさうならば作り物語なることは一層明かである。(阿利那禮を鴨綠江と解釋するものがあるが、これは全然

無稽の説である。鴨綠江の名は支那では隋唐時代になつて始めて聞こえたのであるが、日本人は其の頃でも、そんな河の知識を有つてゐたかどうか、甚だ疑はしい。よし有つてゐたにしても、高句麗人からの傳聞に過ぎなからうから、新羅に關する物語にそれを適用したとは思はれぬ。

また新羅王波沙寐錦は、王として三國史記などに見えない名である。「波沙寐」は多分新羅の爵位の第四級「波珍」上にいつた微叱許知波珍干岐の「波珍」古事記允恭天皇の卷の波鎮漢紀武の「波鎮」の轉訛で、「錦」は上記の干岐(欽明紀などに例の多い早岐)の「岐」また干岐を別の字で寫した漢紀武の「紀武」に當る尊稱では無からうか。さすれば、これは後人の附會であつて、本來王の名として聞こえてゐたのでは無い。一體、此の名は神功皇后の物語に初からあつたものではないらしいので、それは古事記に全く見えてゐないことから推測せられるが、書紀に於いても主要な物語は單に「新羅王」とのみあつて此の名が無く、その王が降伏し遠征が終つた後になつてから始めてそれが現はれて來るのを見

ると、此の名および此の名によつて語られてゐる人質の派遣と朝貢との話は後に加へられたものであることが、文章の上から、明かに知られるやうである。なほ註記してある「一書」には王の名を宇流助富利智干としてあるが、これもまた後人のしわざであつて、何れも物語を事實らしく見せようとするために補はれたものであり、どちらも確實なる史的根據の無いものに違ない。全く別の名になつてゐる二つの記載のあることから、それもそれは知られよう。又た征討の地理的記載すらも無い物語に於いては、國王の名も無いのが當然ではあるまいか。但し波沙寐錦が質として我が國に遣したといふ微叱許知は、三國史記の實聖尼師今の條に質となつて倭に行つたとある未斯欣らしく、また朴堤上傳に朴堤上が倭に赴き詭計を用ひて未斯欣を伴ひ來り、海中の山島から本國に逃れさせたが、此の詭計が發覺して堤上は倭人に焚殺せられた、といふ話の見えるのも、神功紀五年の條に、新羅の使として來朝した汗禮斯伐毛麻利叱智富羅母智等が、質となつてゐた微叱許知を伴ひ歸つて、對馬から本國に逃

れさせたので、三人の使者を焚殺したとあるのと相應するものである。が、これも前に述べた于老の話と同様、書紀の記載はずつと後に新羅人から聞いたことを記したものであるらしく、古くから我が國に傳へられてゐた記録から出たものではあるまい(附録「百濟に關する日本書紀の記載参照」)。だからそれによし幾らかの事實の基礎があるにしても、それは本來神功皇后親征の物語に結びつけらるべきものではない。(彌至已知といふ新羅人の名は、朝貢使として欽明紀二一年の條にも見えるが、それとこれとは全く無關係であらう)。其次には(5)の百濟が同時に歸服したといふ話であるが、百濟が近肖古王の時から(一面東晋に朝貢しつゝ、一面我が國に依頼し)或は我が國を利用してゐたことは、後に述べるやうに事實である。但し、それが新羅の降伏と同時にあつた、とは考へ難い。多少の隔りが其の間になければならぬ。(神功紀四六年の條に、百濟が初めて我が國に使を出さうとして、卓淳國に來たが、海路遠く交通困難と聞いて一時引きかへすことにした、といふ記事がある。此のことの實

否は別問題として、百済がそれよりも前に新羅と同時に歸服したといふのは書紀に於いては此の記事と矛盾する。是もまた神功皇后の新羅征服物語と百済歸服の説話とが別の時期に別人の手によつて作られたため、詳しくいふと百済歸服物語が後から作り加へられたためであつて、書紀は不用意にそれを結びつけたのである。又た高麗も同時に歸服した如く書いてゐる書紀の説は、言ふまでも無く事實では無い。高句麗は、我が國が百済を保護し初めた後、廣開土王が390年ごろに滅(江原道地方の住民)を服屬させるまでは、新羅と接觸せず、また百済と高句麗とは互に敵國であるから、かういふことの起る筈が無い。實際、高句麗が我が國と敵對の地位に立つてゐたことは、後にいふ通りである。高麗百済二國王が親ら營外に来て歸服したといふに至つては、勿論、例の具體的に事柄を述べるを要するお話の形式に過ぎない。だから此等の書紀の記載は、古事記に見えるやうな話をもととして更にそれを潤色したものといはねばならぬ。

なほ(6)についても、前に述べたやうに、海外に國のあることが知られなかつたといふことが事實でない以上、其の觀念を基礎にした神教の物語が實際の話で無いことは明かである。(神の教によつて事を行ふといふのも、神が人に憑つて託宣するといふのも、上代の宗教思想の現はれとしては事實であつて、かういふ話もそれが爲に作られたのではあるが、この話は事實あつたことでは無い、といはねばならぬ。)それから此の時託宣した神は古事記ではアマテラス大神とスミノエの三神となつてゐる。書紀の本文には其の他に名の記して無い神とコトシロの神とがある(ムカツヒメの命はアマテラス大神をさすらしい)が、凱旋後の祭神の話がもし此の場合のに照應するものであるならば、名の書いてないのはワカヒルメの命、コトシロはコトシロスシとすべきであらう。又た分註の一書には此の二神が無いからもし其のハヤサノホリの命をアマテラス大神と解し得るならば、此の説は古事記と同じである。さてアマテラス大神は皇祖神であるから論は無いとして、スミノエの三神が

特に挙げられたのは海路遠征軍を出される話であるがために海の神を借ひ來つたのであらう。ところがワカヘルメとコトシロヌシとは何故にこゝに現はれたか、明かて無い。さうして凱旋後の祭神の話に見える御心廣田國、活田長峽國御心長田國が單に美名を並べたものであつて、何れも指すところの無い空想郷であるらしいことを思ひ合せると、書紀に神の名の多くなつてゐることには深い意味が無いやうである。かういふことが漸次説き加へられて來たのを見ても、此の記事の説話であることが知られよう。またスミノエの神を國守る神として新羅に鎮め祭られた、といふのも事實としてあり得べきでは無い。欽明紀一六年の條に、雄略天皇の時、百濟の衰亡を救ふために邦を建てた神を屈請した、といふ話があり、それは我が國の神を百濟の王都熊津に於いて祭つたといふことらしいから、これも其れに准らへて見るべきものであらう。此の百濟の話は高句麗に其の首府の漢城を取られて都を熊津に遷した時のこととすべしものらしく、雄略紀に熊津を汶洲王に賜ふと書いて

あるのも、此の場合のことであつて、二つとも同じ思想から出た記事であらうが、熊津は本來百濟の領土であつて、雄略紀のは事實で無いから、欽明紀のも亦た疑ふべきものである。だから神を祀つたといふ話は、百濟のも新羅のも共に、所謂祭政一致の上代思想が物語として現はれたものと解釋しなければならぬ。なほ類似した例を挙げると、顯宗紀三年の條に、日の神、月の神を祀るに對馬人、壹岐人を以てした、といふ記事があるが、これは對韓航路の停泊地として韓地經略上、二島が重んぜられたことを示すと同時に、それを宗教的思想から取扱つてゐた上代人の風習をあらはしてゐるものである。神代史に於いてムナカタの君の祀る神がアメノヤスノカハラの誓約の時に生れたタキリヒメ、イチキシマヒメ、タキツヒメの三神であるとしてあるのも、恐らくは韓地經略が重要視せられ、従つて海外に往復することが頻繁であつた時代の思想であらう(ムナカタの神と外國航路との關係は、應神紀四一年の條にも見えてゐる)。なほ神を祭ることは此等の場合のみの話では無く、神武天皇の物語

たも崇神天皇の物語にも又た景行天皇の物語にもあることで、いはゞ凡ての上代の物語に共通な思想であるが、海外経略といふ特殊の大事件だけに、此の物語に於いては、それが一層濃厚に現はれてゐるのであらう。これらの種々の物語が、歴史的事實として解すべきものであるかどうかは、次々の章に於いて論究してゆかうと思ふから、それによつて新羅の物語の性質もそのづから類推せられ、上記の解釋の當否もまた判斷せられよう。又た例の石を腰にはさんで産期を延ばさせられたといふ話は、民間に行はれてゐた風習が、こゝに採られたものであらうから、これは廣く世界の諸民族にわたり、石に關する民間信仰などを吟味して、比較研究をすべきものである。此の話が歴史的事實であるかどうかは、勿論、言ふに及ばぬことである。なほ(7)についてはそれが事實で無いことは故らに説くまでもあるまい。

斯う考へて來ると、此の物語に於ける書紀の記載には、後人の添加したところ

ろクマツ平定についての神教皇后のクマツ征伐、阿利那禮河の名を挙げた新羅王の誓詞、高麗の服従、等)が頗る多いといふこと、古事記は物語の原形に近いものであるが、それとても歴史的事實を語つてはゐない、といふことが知られる。それならば、そこにどれだけかの事實の痕跡があるかといふと、それについては物語を離れて全く別の方面から考へて見なければならぬ。

さて我が軍が新羅を威壓したことの最も古い事實を記した確かな史料は高句麗の廣開土王の碑文であるが、それには「百殘新羅舊是屬民、由來朝貢、而倭以辛卯年(391 A.D.)來渡海、破百殘——羅以爲臣民、また「乙亥(399 A.D.)……新羅遣使白王云、倭人滿其國境、潰城池、以奴客爲民」とあつて、前の方の「羅の上の缺字は「新」の字であるやうに思はれる。是によると、四世紀の最終の約十年間に我が軍が大に新羅を威壓してゐたことが知られるが、これは必しも此の時に始まつたわけではあるまい。新羅が我が軍の壓迫に堪へかねて高句麗に援助を求めたとすれば、それはそれより前の可なり長い間、我が國と衝突してゐた

からだと考へなくてはならぬからである。次に考へねばならぬのは、百濟が我が國に歸向したのは、我が國の勢力が百濟に知られたために違なく、さうしてそれは我が軍が新羅と戦つてそれを破つたからであらう、といふことである。もつとも百濟の我が國に依頼するやうになつたのは、必しも新羅の服従に刺戟せられたのでは無くして、我が國が加羅を保護してゐるといふ事實を知つたためには無からうか、といふ疑問もあらう。我が國が加羅に保護を加へたのは、次にいふやうに、新羅の壓迫に對するためではあつたらうが、それは我が國と新羅との交戦によつて開かれたには限らないからである。前にも述べた如く、新羅に兵を出すには、其の根據地として加羅が味方になつてゐなくてはならぬことを考へ合はされる。が、假に我が國が加羅の保護を始めたのは新羅に對する交戦よりは前であつたと見るにしても、其の間に大なる隔りはなかつたらう。加羅の保護を全くするには新羅の勢力を挫かなくてはならぬからである。さうして我が國の威力の半島に知られたのは戦勝と

いふやうな人の耳目を聳動する事件があつたからだ、と考へるのが妥當である。だから何れにしても新羅の征討は百濟の歸服よりは前から行はれてゐたらしい。ところが百濟が我が國の保護を得ようとしたのが近肖古王(375年)の時であることは、別に述べるやうに、百濟の史料によつてほゞ知られるから、その時期は遅くとも 375 年の前で無くてはならず、もう一歩進んでいふならば、それは神功紀四六年の條に見える甲子(375)年の年、即ち 375 年であつたかも知れぬ(百濟に關する日本書紀の記載参照)。百濟は此のころはまだ勢が盛であつて、其の首府も漢城にあり、屢、進撃的態度で北隣の高句麗と戦つてゐたほどであるが、其の高句麗が實は大敵であつて、それに對しては大に戒心を要するのであり、又た東には新羅が控へてゐて、それとも衝突すべき形勢であつたから、新に新羅を破り加羅を保護して韓地の一角に勢力を樹てた我が國に對して交を通じ、何等かの援助を得ようとしたのであらう。晋書卷九、簡文帝本紀によると、それより八年の後(晋の咸安二年、372)には、東晋にも朝貢をはじめ

てゐるが、百濟の地位はこれでも推測せられる。かう考へて來ると、我が軍のはじめて新羅を威壓したのは、361年、もしくはそれより少しく前のことであつたらしい。が、甲子の干支については、幾らかの疑問もあるから、それは且らく措くとしても、肖古王の歿年である 375 年より前であつたといふことだけは推測せられよう。何れにしても、四世紀の前半にヤマトの朝廷がツクシの北半を統一したとすれば、ほゞ 370 年の前後にかういふことが行はれたとするのは當時の大勢とよく一致する。(三國史記の新羅紀には、丁度 364 年に當るやうになつてゐる奈勿尼師今九年の夏四月にかけて、倭兵大至といふ記事があるが、附録に於いて述べる如く、新羅紀の此の時代の部分は、まだ信用しかねるものであるから、これを證據にするわけにはゆかぬ。) さて其の交戦の狀態などは固よりわからないが、百濟の心を動かしたほどに、我が國の威力がそれによつて半島に示されたとすれば、それは立派な戰勝であり、又たそれが一時的のことではなくして、何等かの方法によつて我が國の權威がそこにうち

立てられるやうになる基礎を置いたものであらうと考へられる。それから後、新羅の反抗は絶えずあつたであらうし、従つて又た戰爭も屢々ひき起されたであらうが、前にも引いた廣開土王の碑文によつて推測すると、四世紀の終末までほゞ三十年ほどの間は、新羅に對する我が國の威壓が兎も角も行はれてゐたであらう。ところが高句麗が今の江原道地方の住民を征服して其の領土が新羅と接觸するやうになつてから、此の形勢に大動搖を生じた。新羅に於ける我が國の勢力は、直接には廣開土王の碑文に見える庚子の年(400)の戰役(高句麗軍が新羅を助けて我が軍を討ち退け、任那加羅まで追撃したこと)によつて大に衰へ、間接には甲辰の年(404)の漢江方面に於ける戰役(我が軍が百濟の北邊たる漢江の下流域から進んで高句麗を攻撃し、却つて大に高句麗軍に破られたこと)によつて更に弱められたに違ない。これから後は、我が國は大に新羅を壓することが出来なくなつたのである。

以上が零碎なる史料から推測し得た新羅征服の歴史的事實である。そこ

てこれを神功皇后の遠征物語に對照すると、對韓經略の初期に於いて我が國が一時新羅を壓服したことは、物語に含まれてゐる事實の面影である。さうして其の時期が實際應神朝のころであつたことも、百濟の肖古王の時代から推定してほゞ承認せられよう。肖(照)古王が應神天皇と同時代であるといふ古事記の記載は、それだけでは歴史的事實として受取ることがむづかしいが、宋書倭國傳には仁徳天皇もしくは履仲天皇に擬すべき倭王讃に對する除授が永初二年(491 A.D.)に行はれたやうに記してあるから、應神朝の多分初期が575年に死んだ肖古王の時代に當るといふことは、應神、仁徳二朝の治世が甚しく短かいもので無い以上、大體に於いて間違ひは無いやうに見える。古事記、従つて其のもとになつた舊辭に、斯う記してあることが如何なる材料によつたものであるかは明かでないが、前にも一言した如く、肖古王貢獻のことは物語をなしてゐない簡単な記事であつて、舊辭の全體の性質とは調和しないものであるから、それは舊辭の原形に於いては存在しなかつたのであらう。

さすれば、これは後になつて、肖古王の代に始めて我が國に交通したといふことを百濟の記録からでも取つて、それによつて構想した話を、書き加へたのであらう。古事記に見える貢獻の話そのものが事實らしくないのであるから〔百濟に關する日本書紀の記載參照〕肖古王のことも我が國に古くから傳へられた確實な史料によつたものとは考へられず、従つて其の出所は百濟の史籍もしくは百濟人の所傳にあるとしなければならぬ。たゞそれを應神朝のこととしたのは、我が國の勢力の始めて韓地に及んだのが此の朝であつたといふ話が我が國に傳はつてゐたので、それとこれとを結合したのであるまいか。さすれば古事記に見える上記の時代の比定がほゞ事實に合つてゐるとしても、それは史料の上から直接に來たことではなからう。(書紀には神功紀に既に百濟の貴須、枕流、辰斯等の諸王のことが見えてゐるが、これは應神紀の前に神功紀を立て、又た紀年を前の方に引き伸ばしたために生じた混雜であらう。)が、兎も角も肖古王の代が應神朝に當るとすれば、前に述べたやうな理

由によつて、新羅に對する軍事的威壓がやはり應神朝のころに始まつたといふことも事實に背かないやうである。

さて以上述べた如く、此の物語に於いていくらかは歴史的事實の面影が見られるとして、それは如何にして此の物語となつて現はれたのであらうかといふに、古事記の物語に事實と認むべきことが無くして、全體の調子が説話的であること、進軍路の記載が極めて空漠であること、新羅問題の根原ともいふべき加羅(任那)のことが全然物語に見えてゐないこと、事實としては最初の戦役の後、絶えず交戦があつたらしいのに、それが應神朝以後の物語に全く現はれてゐないこと、などを考へると、これは事實の記録または傳説口碑から出たものでは無く、よほど後になつて、恐らくは新羅征討の眞の事情が忘れられた頃に、物語として構想せられたものらしい。進軍路の曖昧なことも此の故であつて、海からすぐに都城に進まれたやうに見えるのは、たゞ海外の國の征伐といふ漠然たる概念から作られた話だからであらう。カシヒの宮でのこと

とすれば北方で無ければならぬ新羅が、古事記では西方の國とせられ、又た西方を見ても國が無いといはれてゐる、書紀でも西征の文字が用ゐてあり、マツラの縣に於いての話ですら西方の方に財の國を求めるといふことになつてゐるが、これも、ヤマトにゐて考へた話だからに違ない。ヤマトから新羅にゆくには、西方のツクシを経由するからである(書紀の新羅王の言に「東有神國、謂日本」とあるのも同じ思想で書かれてゐる)。新羅遠征がクマソ征討と連結して語られてゐるのも、亦た二つながら西方の事件として考へられてゐたため、無意味にそれをつなぎ合はせたからであらう。古事記の物語でクマソ問題が結末がつかずに雲散霧消してゐるのも此の故であり、書紀の方で、クマソ征討譚を作り、却つて本の話と矛盾を生じたのも、亦た無意味な話を意味あらせようとしたためのことである。百濟が新羅と同時に歸服したことになつてゐるのも、之と同様、二國が何れも海外の國であるところから概念的にそれを結合したものらしい。(書紀が高麗を加へたのはそれに一步を進めたものである。

また繼體紀六年の條にモノノベノアラカヒの妻の言として、住吉神初以海表金銀之國高麗百濟新羅任那等、授記胎中譽田天皇、故太后氣長足姬尊……每國初置官家と見え、二三年の條にも任那王の言として同じやうな意味のことが記してあつて、これらは何れも後の史家の筆になつたものらしいが、其の思想は神功紀のと同じである。次に新羅を寶の國としてゐるのも、又た服従の表示として調貢を上るといふ話があり、それに重きが置かれてゐるのも、新羅の文化が發達して調貢品が立派になつた時代の思想であらう。さうして新羅に文化の發達しかけたのは、大體、智證法興二王の治世（六世紀の初期）ほゞ我が繼體天皇の御宇に當るころからのことであらうから、此の話の形成せられた時代も、ほゞ推測ができる。なほ大體から考へても、我が保護國であり或は屬領である加羅任那もしくは百濟の經略に關する物語が無くして、却つて敵國として我が國に對立してゐる新羅について斯ういふ物語があるのは、一つは人の記憶に新なる時代に於いて實際新羅と交戦した事實があるからであら

うが、それは繼體朝前後に於いて最も激しかつたのであり、又た一つは新羅の制御が困難となつて、それに力を費すことが最も多く、對韓問題といへば主として對新羅問題である、と考へられる程にそれが厄介でもあり、重要事でもあつた時代に、構想せられたものとも思はれるが、斯ういふ形勢は、雄略天皇（五世紀の終りに近いころ、新羅の慈悲王の時代）以後に於いて最も著しくなつたことである。（但し古事記では高麗の名が少しも此の物語に現はれてゐないが、それは此の物語が高句麗のまだ我が國に交通しなかつた時代、もしくは高句麗との交通の新しい事實であることが何人にも知られてゐた時代に形成せられた一證として、見ることが出来るかも知れぬ。高句麗の我が國に交通し始めたのは、後にいふやうに欽明天皇の末年である。）たゞ此の新羅の征討を應神朝ころのこととし、應神天皇に結合して語つたのは、前にも一言した如く、韓地の經略が應神朝にはじまつたといふだけの傳説が存在してゐたので、それに基づいて構想したものかも知れぬ。或は何等かの記録に其の出所がある

のかとも思はれる。けれども、物語の内容が古くから傳はつたもので無いことは明かであらう。

かう考へて來ると、此の物語の大筋をなしてゐる皇后の親征といふことも問題になる。上に試みた研究の結果によれば、皇后の御行動として語られてゐる此の物語の種々の説話は、何れも事實として認め難いものであつて、最初の神教に關すること、征討の経過、有名な石の物語、また前には述べなかつたがタマシマの里の年魚の物語などが、皆それである。(古事記には此の年魚の話が四月のこととしてあつて、それが後世の思想であることは、宣長が古事記傳に説いてゐる通りである。但し著者は、後の思想で昔のことを書いたものだといふ彼の解釋には従はないで、説話其のものが後に作られた證據として此の語を考へる。かういふ話は、事物の起源を説明する物語として、例の多いものである。)また書紀にのみ見えるクマツ其の他の征討、髪を分けられたこと、海上に出て國の有無を看せさせられたことなども、事實で無いことは同様で

ある。(書紀では、年魚の話がマツラの地名の由來を説明する物語となつてゐるが、これはミカサ、ヤス、ツミなどの話と共に、記紀や風土記の常例となつてゐる説話であつて、事實では無い。このことはなほ後章に述べよう。)それから、歴史的事實の明白に知られる時代になつて、一度も韓地に對する天皇の親征といふことが無かつた、といふ事實も参考しなければならぬ。雄略紀九年の條によると、其の時天皇には新羅親征の御思召があつたが、神の戒によつて實行せられなかつたといふ。さうして雄略紀の對韓問題に關する記載の性質から見ると、これだけのことすらも事實であるかどうか問題である(百濟に關する日本書紀の記載参照)。また後の齊明天皇も、百濟に對する救援軍を派遣するに當つて、ツクシまで本營を進められたのみである。だから何の時のかの歴史的事實として、かういふことがあつたとは認め難からう。なほ神功皇后について一般的に考へると、此の物語の含まれてゐる帝紀舊辭が、始めて文字に寫された時には、既に我が國に關する支那人の著書が傳はつてゐた筈であ

り、従つて倭女王卑彌呼に關する魏志の記事が知られてゐたであらうと思はれる。さて古事記を見ると、例へば大倭豊秋津島といふ如く、我が國を倭の字で寫してゐるが、これは古くからの因襲であらうと想像せられる。「倭は本來、支那人が我がツクシ地方の住民を呼ぶために用ゐた文字であつて、晋初まで其の意味で使はれてゐたのであるが、百濟人も其の領土に加へた、帶方郡の支那人から此の倭人に關する知識をうけついで、やはりそれを襲用し、さうして當時ヤマトの朝廷の下にほゞ統一せられてゐる我が國民全體の稱呼としたものらしい。昔ツクシ人に接した記憶を有つてゐるものが新しいヤマト朝廷の代表者に交つても、同じ言語を用ゐる同じ容貌風姿を有することを知つては、同じくそれを倭と呼ぶに何等の疑を懐かなかつたであらう。實をいふと、ツクシ地方の少くとも北部がヤマトの朝廷を戴く國家組織に入つたことは、晋初、即ちツクシの邪馬臺國が晋に交通してゐた時代と、百濟が我が國に交渉を生じた時代との、中間に行はれたのであるが、さういふ事情は、百濟人も支那

人もよく知らなかつたのであらうから、昔の倭を當時の倭其のまゝのものとして、彼等は考へてゐたに違ない。従つて、百濟人によつて漢字の知識を傳へられたヤマト人は、文字を用ゐた最初から、倭の字を我が國の名として用ゐたのであらう。ところで倭人の事蹟として支那の典籍の上に最も著しく記されてゐるのは、倭の女王國として知られてゐる昔の邪馬臺の卑彌呼のことであるが、ヤマトの朝廷には、其の事實が全く知られてゐなかつたのであらうから、支那人の著書によつてそれが始めて新しく彼等の知識に入つたところて、其の女王國によつて代表せられてゐるが如き觀のある、倭の字が今の國號として用ゐられることを、別に不思議とは思はなかつたらう。魏志のヤマト(邪馬臺)と彼等の生活してゐるヤマトとが同名であるといふことも、また此の文字の使用に對して何等の疑惑を起させなかつた一理由であつて、彼等は此の倭の稱呼が本來ツクシを指したものであることを、正しく解し得なかつたのであらう。明らさまにいふと、彼等は卑彌呼を彼等の住んでゐるヤマトを統

治してゐた昔の女王だと思つてゐたのであらう。さうして其の女王は海外との交渉が深かつたものである。なほ此の物語の形を成してから、ずつと後のことではあるが書紀の紀年に於いて、神功皇后の御在位がてうど魏の時代に當り、特に晋書起居注に倭女王貢獻の記事のある泰始二年の三年後に崩せられたことになつてゐるのは、書紀の編者が神功皇后を卑彌呼に擬したことを示すものであらう。卑彌呼は女王として記されてゐるが、ヤマトの朝廷では昔から女帝が無かつたから、皇后を以てそれに擬したのも怪むに足らぬ。神功皇后の親征が史實であるかどうかは此の點をも顧慮して考ふべきである。

なほ一言すべきは、此の物語に關係のあるタケウチノスクネのことである。これはウマシウチノスクネと對稱せられてゐるが、タケもウマシも例の美稱である。かういふ美稱が冠せられてゐ、特に兄弟に於いてそれが對稱的になつてゐること、ウチが地名だとすれば此の二人の名に固有名詞と認むべき個

人的特稱が含まれず、美稱を除けば二人とも同名になること、兄弟の争が例の多い話であること、などを考へると、それが實在の人物であるかどうか、甚だ疑はしい。新羅征討の物語には直接の關係が無いが、此の人が長壽であるといふ話も後人の造作らしい。書紀には景行紀から此の人の名が現はれてゐるが、古事記にはそれが見えず、此の新羅征討譚に於いて初めて出て来る。もつとも古事記でも、孝元天皇の卷の系譜によると、景行天皇の卷あたりから現はれてもよさうな勘定にはなるが、古事記に取られた帝紀は舊辭の方よりも後の潤色を経たものであるから、後章参照、これは書紀のやうな長壽の思想の生じた後に加へられたことであらう。やはり古事記の仁徳天皇の卷に見える歌にも、たまきはる、うちのあそ、なこそは、世のなか人といふ句があるが、此等の歌は何れもよほど後世の作である。

以上は主として古事記について述べたのであるが、書紀のは、一面に支那思想を加へ、一面に物語を誇張して、あゝいふものが作り上げられたのである。

古事記では神秘的な崩御になつてゐる仲哀天皇が書紀の本文では、忽有痛身而明日崩」とあつて少しく現實的になり、註に引いてある一説では更に一步進んで「中賊矢而崩也」と全然俗化せられてゐるのも、支那式合理主義の影響であつて、原の話は古事記のやうなものであつたらう。それから阿利那禮の話は、ずつと後世に、新羅方面の大河として邦人に熟知せられてゐる稱呼を借りて前から存在した此の物語に結びつけたのであつて、それが物語の本意と矛盾するのも此の故である。また高麗の服従したといふ話は、高句麗が我が國と交通するやうになつてから、添加せられたのであらうから、それは如何に早くとも欽明天皇以後の造作に違ないが、それは或は書紀の編者のしわざでは無かつたらうか(上に引いた繼體紀六年の條の記載も多分同様であらうと思はれる)。

然らば此の物語は何のために作られたかといふに、それは韓地經略の起源を説くためであつたと見る外はない。たゞ加羅や百濟の服屬の由來を説い

た話が無く、新羅に對する征討譚のみがあるのは一見不思議のやうであるがこれは後のクマソヤエミシヤに對する物語の例によつても知られる如く、武力を用ゐる話で無くては上代人には興味が無いのに、加羅も百濟も我が保護國であり我と親しい國であり、軍を出してそれを伐つたことが無いから、さういふ話を作る因縁が無く、さうして事實上敵國であつて斷えず兵を交へてゐる新羅にはそれが最も適切だからであらう。だから此の物語に、いへども、百濟がみづから進んで我が國に歸服したやうに説いてある。しかし加羅と百濟とに對する物語の無いのは、物足りない感じがあるので、書紀の垂仁紀に加羅の神功紀に百濟の服屬の話があるのは、其の缺陷を補ふために後人によつて作り足されたのであらう。さうしてそれらの話に於いても、二國を友邦とし新羅を敵國視する傳統的感情が明かに現はれてゐるのを見るがよい。

## 二 加羅の問題

前節に述べたところは神功皇后の新羅征討として記紀に記されてゐる物語の批判であつて、此の批判が正しいとすれば、我が國が應神朝のころに兵力を以て新羅を壓服したといふことは歴史的事實であるけれども、物語そのものは架空の構想から成立つてゐるのである。だから當時の軍事的行動が如何にして起されたかといふやうなことは全くわからないが、たゞ總論の第二節に述べたやうな韓地の形勢からの推測として、また前にいつた如く、新羅に對して兵を出したと考へる以上は、是非共豫想しなければならぬ地理上、兵略上の事情として、其の前に我が國の勢力が加羅(任那)に樹立せられたに違ないと信ぜられる。新羅に對する武力的威壓といふやうなことが、理由なく又た意味なくして行はれたのではなからうが、新羅の發展が直接に我が國の勢力と衝突したといふやうなことは、地理の上からも想像せられないことであり、

またそれほど國際關係が緊張してゐたとも思はれないのと、歴史的事實の明白な時代に於ける對新羅政策は、皆な任那府の勢力の維持のためであるのを併せ考へると、どうしても衝突の原因が加羅になければならぬ。従つて其の間の形勢は、新羅は辰韓を統一して更に弁韓地方に其の力を伸ばさうとして來た場合に於いて、弁韓諸國には、其の中心となり若しくは其の首領となつて弁韓を統一し、さうして新羅に對抗するだけの力のあるものが無かつたので、新羅の壓迫に堪へないやうな地位に陥つたため、新しくツクシ地方を統一して其の勢の加羅地方にも知れ渡つた我が國、昔から關係の深いツクシ人の服屬したヤマトの朝廷に後援を求め、我が國は何等かの機縁からそれに應じて加羅を保護したのでは無いかと想像せられる。(ツクシと加羅との交通は樂浪帶方が滅びてからも、依然引續いて行はれてゐたであらうから、我が國の事情は加羅人にも知られてゐたであらう。なほ古くからの交通状態によつて臆測を加へれば、加羅にはツクシ人の在留者があつて、それが我が國の對韓

政策に何等かの機縁を作つたかも知れぬ。臆測は如何様にも加へられるから、それは論外としても、ツクシ人と加羅との關係がよほど密接なものであつたことだけは確實であらう。全體、ヤマトの朝廷が半島に政治的經略の手を伸ばしたのは、頗る突飛な話であり、國民の實生活、また其の文化の程度から見れば不相應なことでもあつて、幾何もなくしてそれが抜き差しのならぬ窮境に陥つたのも、無理のない成行であらうから、最初にさういふ行が、りを生じた事情にも、甚だ解し難い點がある。或は其の動機の一つに文化的意義があつたので、ヤマトの朝廷が昔の帶方通ひをしたツクシ人の夢を趁うたのではないかとも思はれるが、初から百濟方面に交通を試みた形跡も無いから、それも覺束ない。新羅に至つては其の文化の程度は我が國よりも低かつたであらうから、これは問題にはならぬ。さればとて帝國主義的精神の發現と見るには種々の困難がある。が、それは兎も角もとして、半島の方からいふと、前記の如き形勢が我が國の行動を誘致したことは、ほゞ疑があるまい。加羅はか

りで無く其の附近の諸國、即ち弁韓の大部分が任那府の隸屬となつたことも、また此の臆測を助ける。さうして、新羅が辰韓を統一したのは四世紀の前半であらうから、此の形勢は同世紀の中ごろから後に於いて生じたものと考へられるが、此の推測は最初の新羅征討の時期が 370 年ころでは無かつたらうか、といつた前述の臆測と符合するのである。

ところが、書紀には神功紀の四九年になつて、平定比自狹、南加羅、喙國、安羅、多羅、卓淳、加羅七國といふ記事があつて、加羅は新羅征討の後になつて我が國に隸屬したやうに書いてあるが、これは歴史的事實の記載と見なし難いのみならず、舊辭などによつて傳へられたことでも無いから、其の研究は後にゆづるとして、百濟に關する日本書紀の記載、參照、それとは別に、加羅について、崇神紀及び垂仁紀に、其の國人の蘇那曷叱知といふものが來朝した、といふ話があるから、それをこゝで一應吟味して置かねばならぬ。

さて記紀の系譜に於いて、崇神天皇垂仁天皇の二朝は仲哀天皇の朝から五